

事案調書(決定会議)

審議日 令和6年4月11日

案件名	パスポートセンターの集約化について						
所管	市民	局区	部	区政推進	課	担当者	内線

事案概要

橋本・相模大野の両パスポートセンターについて、令和3年4月策定の「相模原市行財政構造改革プラン」において、「第1期中の集約化に向けた取組を実施する」とされている。パスポートの新規の電子申請が令和6年度末に開始されるなど、市民の来庁回数の減少が見込まれることを踏まえ、令和6年度末を目標に集約化を実施するもの。

審議事項 庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論	令和6年度に橋本パスポートセンターを相模大野パスポートセンターへ集約することについて。(スケジュールの変更について)
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	集約化に伴う人件費及び維持管理費の削減効果額 約3,500万円/年 内訳 ○人件費 1,800万円 ○維持管理費 1,700万円					
	効果測定指標				施策番号		
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標		集約による人件費・維持管理費の削減				

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	庁議	9月補正予算要求 ☆9月補正予算						
	県	県調整						
	パスポート施設	テナント契約調整 議会への情報提供 報道提供 市民周知	集約	電子申請全般開始				
	連絡所	駅連絡所移転準備	バスボ・連絡所解体修繕	移転先で連絡所業務開始				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)		41,059						
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		41,059	0	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源 2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに									
									
		○							

日程等 調整事項	条例等の調整	規則	改廃あり	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供 令和6年6月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	集約の方向性について【調整済】
人事・給与課	集約後の職員体制について【調整済】
財政課	連絡所の移転に係る経費・パスポートセンター解体費などについて【調整済】
アセットマネジメント推進課	行財政構造プランに基づく集約化について【調整済】
公共建築課	パスポートセンター撤去費用について【調整済】
DX推進課	パスポートセンター機器・連絡所機器の移設について【調整済】
橋本パスポートセンター・相模大野パスポートセンター・緑区民課・南区区民課・緑区区政策課・南区区政策課	橋本パスポートセンターを相模大野パスポートセンターへ集約することについて【調整済】
	令和5年8月17日関係課長打合せ会議、令和5年10月4日決定会議開催

備考	
----	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論
(8/22)

【集約による影響について】
 (総務法制課長)橋本パスポートセンターが無くなった場合、利用者はどこに行くのか。
 (区政推進課長)基本的には相模大野パスポートセンターであると想定するが、居住地域からのアクセス性によっては、厚木の県央支所に行くことも想定される。
 (総務法制課長)電子申請の場合は、パスポートセンターに直接行くのは1回で済むのか。
 (区政推進課長)現在は更新の場合のみ電子申請が可能であり、受取の際の1回で済む。今後、配送交付の検討が進めば、1度も施設に行かずに手続きが済むことになる。
 (経営監理課長)相模大野に集約された場合は、今後の南区合同庁舎の再編等にも影響してくるのか。
 (南区役所区政策課長)南区合同庁舎のあり方検討では、周辺施設も含めた再編等についてについて議論しているが、現状パスポートセンターは含めていない状況である。

【実施体制、事業経費について】
 (人事・給与課主査)集約化後の常勤職員が1人減となっているが、集約化をすることで効率化できる部分もあると思うので、代わって任期付短時間勤務職員を配置できないかなど、常勤職員数を削減できるような工夫がないか、今後相談させてもらいたい。
 (アセットマネジメント推進課総括副主幹)撤去費用が少し高いように思えるが、どのような経費を見込んでいるのか。
 (区政推進課担当課長)警備に係る人件費など貸主から求められている一定の工事基準があること、また床等を下地まで剥がして原状に戻す必要があることなどから、相模大野パスポートセンターを撤去する場合と比べ費用がかかる。
 (アセットマネジメント推進課総括副主幹)公共施設の除却債など、有利な財源措置がないかよく確認しながら進めてもらいたい。
 (財政課長)集約化をすることにより、財政的には経常経費が削減されるのでありがたい。パスポートセンターについては、電子申請等が進むことにより、今後施設自体が必要かどうかという議論が出てくると思うので、引き続き情報収集等をお願いしたい。

原案のとおり上部会議に付議する

決定会議の
主な議論
(10/4)

【集約による影響について】
 ○(財政部長)連絡所を継続する必要性についても資料に追記されたい。
 (区政推進課担当課長)国により戸籍の広域交付の取組が進められており、証明書の発行に特化した窓口である連絡所は今後も継続すべきと考えることから、必要性について資料に追記する。
 ○(市長公室長)パスポートセンターの集約化は、南区合同庁舎の再編等にも影響すると思うがどのように整理するのか。
 (南区副区長)パスポートセンターの集約化は令和6年度、一方で南区合同庁舎の長寿命化改修は令和10年度頃と時期に開きがあることから、施設は現状のままの配置となるが、今後パスポートセンターや連絡所も含めた周辺施設については、南区合同庁舎のあり方検討において議論をしていく。
 ○(緑区副区長)施設が無くなることは地域への影響が大きいと思われるので、説明方法等については事前によく調整させてもらいたい。

原案のとおり上部会議に付議する
 ・ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

パスポートセンターの集約化について

「行財政構造改革プラン（令和3年4月策定）」に基づき、
2か所あるパスポートセンターについて集約先を決定するもの。

市民局区政推進課

【 目 次 】

- 1 施設概要
- 2 現状と集約の考え方
- 3 集約による歳出削減効果
- 4 集約化の検討
- 5 比較を踏まえた集約化の方向性
- 6 集約化のスケジュール

1 施設概要

名称	相模大野パスポートセンター	橋本パスポートセンター
開所日	平成25年3月15日	平成25年6月3日
所在地	南区相模大野3-2-1 bono相模大野 ノースモール4階	緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと（橋本イオン5階）
設置根拠	相模原市区役所組織及び事務分掌規則 旅券発給業務の権限移譲の基本的考え方（神奈川県国際文化観光局国際課平成22年9月16日策定）	
基幹窓口	相模大野パスポートセンター（申請の取りまとめや県との調整など）	
業務内容	一般旅券発給のための申請受付及び一般旅券の交付	
職員体制 （連絡所職員除く）	常勤職員3名（所長1、担当者2）、任期付短時間勤務職員（任期3年）5名 *会計年度任用職員（主に延長交付や日曜交付の時間帯勤務）	
延べ床面積 *バックヤード等共用部按分	295㎡（連絡所含む） センター約173㎡（事務室59.50㎡） 連絡所 約122㎡（事務室42.02㎡）	323㎡（連絡所含む） センター約193㎡（事務室80.40㎡） 連絡所 約130㎡（事務室54.00㎡）
契約期間	平成25年3月1日～令和5年2月28日（10年間） 令和5年3月1日～令和6年2月29日（1年間） 令和6年3月1日～令和7年2月28日（1年間）	平成30年4月1日～令和5年3月31日（5年間） 令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間） 令和6年4月1日～令和7年3月31日（1年間）
管理運営費	5,450万円	
	賃料（連絡所分含む）	年額1,528万円 （月額127万円）
申請件数 令和元年度	5,320万円	
	賃料（連絡所分含む）	年額1,485万円 （月額123万円）
申請件数 令和元年度	10,667件 （内訳：緑区民33件、中央区民1,250件、南区民9,384件）	
	○本市以外の県パスポートセンター等の申請件数 市外：1,301件（5.4%）（本所（横浜）310、川崎125、県央（厚木）853、小田原7、横須賀1、平塚5） 市内：22,846件（94.6%）	

2 現状と集約の考え方

現状

使用頻度

- ・パスポートセンターは、パスポートを必要とする市民のみが、有効期間である5年又は10年に一度使用する施設である。

費用

- ・両パスポートセンターとも民間建物を賃借しており、賃借料として年間合計約3,000万円の経費が掛かっている。

行政手続きのデジタル化

- ・国における行政手続きのデジタル化の取組が加速するなか、パスポート更新の電子申請が令和5年3月27日から始まっており、令和6年度末に新規の電子申請の開始が予定され、配送交付についても検討が行われる予定。
- ・電子申請によって申請時・受取時の合計2回窓口へ出向く必要があったところが1回で済むようになっており、今後パスポートセンターの利用者は減少する見込みであることから、集約先施設を決定する際の要素として、立地場所の優位性は低くなっていく。

集約の考え方

- ・行財政構造改革プラン（ ）に基づき、どちらかのパスポートセンターを廃止し、1か所を現在の位置に残す。
- ・廃止するパスポートセンターに併設している駅連絡所は、利便性も高く、取扱件数も多いことから、廃止せず移転する。
- ・集約先については総合的な観点《集約化による歳出削減効果・行政手続きのデジタル化・地域への影響など》から決定する。

「市内に2か所あるパスポートセンターについて、「第1期」中の集約化（1か所）に向けた取組を実施します。」（プラン抜粋）

3 集約による歳出削減効果

○集約による歳出削減効果額（人件費及び維持管理費／年）
 橋本に集約した場合 約3,000万円 相模大野に集約した場合 約3,500万円

【削減効果額の内訳】

項目		集約先	
		橋本パスポートセンター	相模大野パスポートセンター
人件費	人件費削減額（共通）	約1,800万円	約1,800万円
維持管理費	施設賃借料	約1,500万円	約1,500万円
	連絡所賃借料（移転先）	約500万円 相模大野パスポートセンターの廃止に伴って移転する相模大野駅連絡所の賃借料	不要 橋本パスポートセンターの廃止に伴って移転する橋本駅連絡所を公共床に移転した場合賃借料は発生しない。
	委託料・光熱費等	約200万円	約200万円
合計		約3,000万円	約3,500万円

【参考】連絡所移転経費（橋本・相模大野共通）：300万円

集約化後の職員配置

常勤職員 6人（3人×2か所） 5人 1人 = 1,000万円
 任期付短時間勤務職員 10人（5人×2か所） 8人 2人×400万円 = 800万円 会計年度任用職員 3人 200万円）

所長を除く常勤職員については、電子申請の新規申請が開始されると申請件数が増加するため、集約化後の事務引継ぎも含め、現在の職員数を維持し、電子申請の申請状況を踏まえながら段階的に見直しを図る。

4 集約化の検討

項目	比較事項	集約先			
		橋本パスポートセンター		相模大野パスポートセンター	
申請件数 令和元年度	申請件数	○	12,179件	10,667件	×
	区民別申請件数	×	緑区民5,082件・中央区民8,473件・南区民10,592件 本市以外の県パスポートセンター等の申請件数1,301件含む		○
	区別人口に占める申請割合 (全申請件数/区人口)	×	緑区民 2.96%・中央区民 3.12%・南区民 3.79% 区別人口 (H31.1.1時点) : 緑区 171,602人・中央区 271,965人・南区 279,296人		○
費用面 令和元年度	移転後の連絡所に係る賃料	×	約500万円/年 相模大野パスポートセンターの廃止に伴って相模大野駅連絡所を民間施設に移転した場合の賃料として、年間約500万円が必要。	不要 橋本パスポートセンターの廃止に伴って橋本駅連絡所を移転した場合の賃料は、公共床へ移転することができるため不要となる。別途移転費用約300万円が必要。	○
	賃料 (連絡所分含む)	-	1,485万円/年 (月額123万円)	1,528万円/年 (月額127万円)	-
	管理運営費 (賃料等+人件費)	-	5,320万円/年	5,450万円/年	-
	撤去費用 (廃止施設)	○	1,370万円 (相模大野パスポートセンター・相模大野駅連絡所)	2,797万円 (橋本パスポートセンター・橋本駅連絡所)	×
立地面	位置	○	市域のほぼ中心寄りに位置する。 横浜線、相模線に接続しアクセスが良い。	市域の東端に位置する。	×

5 比較を踏まえた集約化の方向性

○総合的な観点から検討した結果、相模大野パスポートセンターに集約する。

集約先を決定するにあたっての視点

<費用面>

- 行財政構造改革プランに基づいて将来的な歳出削減効果額を考慮する必要がある。
- パスポートセンターの集約化に係る費用については、解体費用以外には差はないが、付属する連絡所の賃料を考慮すると、相模大野パスポートセンターに集約した方が歳出削減効果額が大きい。

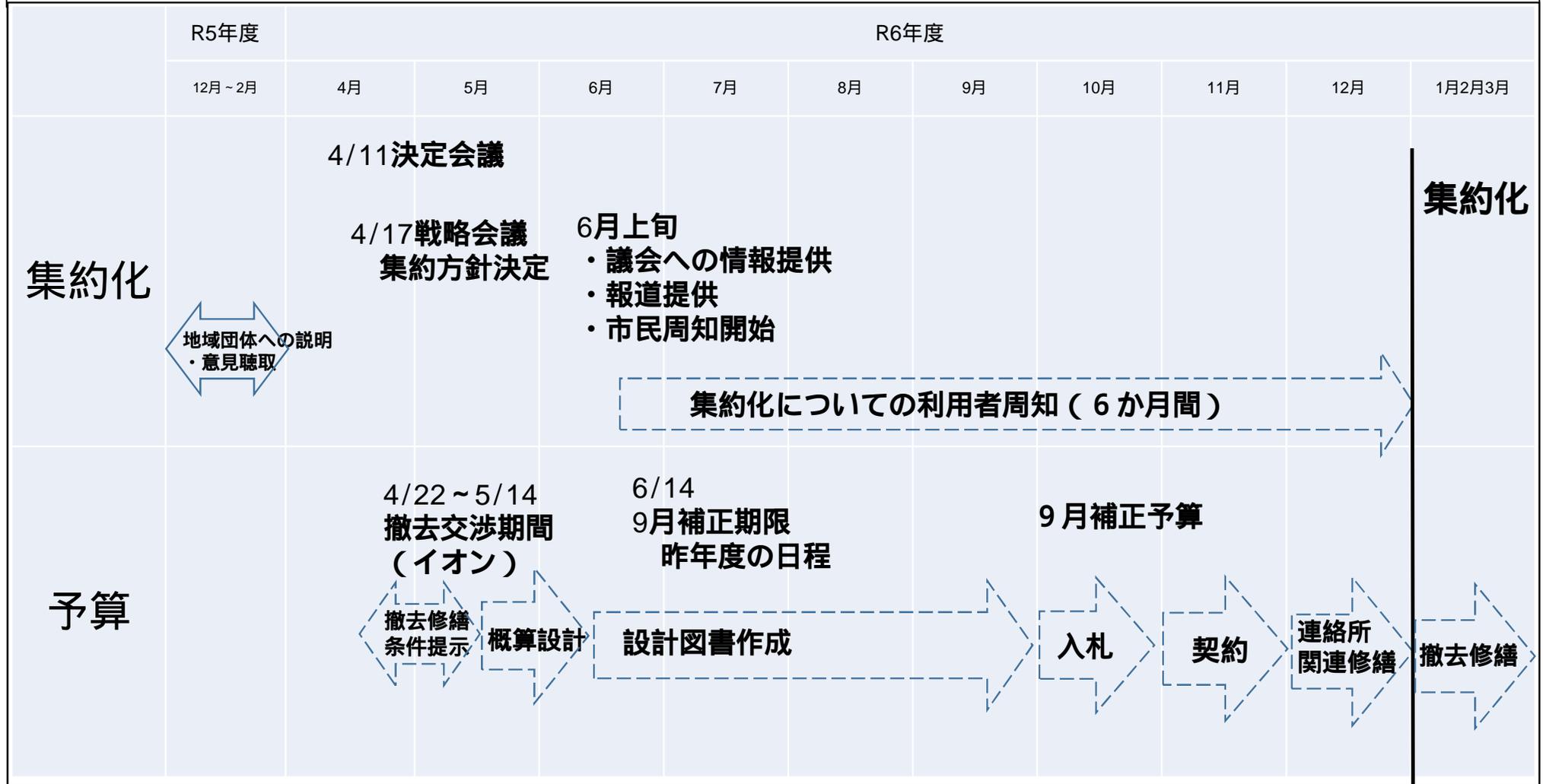
<行政手続きのデジタル化>

- 申請時・受取時の合計2回窓口へ出向く必要があったところが電子申請によって1回で済むようになっており、更に配送交付が検討されていることから、集約先施設を決定する際の要素として立地場所の優位性は低くなっている。

<地域への影響>

- 相模大野は、本市の南の玄関口として本市を代表する商業・業務地域が形成されており、通勤・通学・買い物など重要な市民の生活拠点である。行政手続きのデジタル化が進み、パスポートセンターの来所者が減少したとしても、相模大野にパスポートセンターを残し、一定の来街者数を確保することで、まちの賑わいに寄与する必要がある。
- 相模大野パスポートセンターが廃止されると、相模大野駅周辺の住民は利便性のある県央支所(厚木)を利用することが見込まれ、市内での購買力の低下につながる恐れもある。

6 集約化のスケジュール



事案調書(決定会議)

審議日 令和6年4月11日

案件名	第8回線引き見直しにおける基本方針について							
所管	都市建設	局区	まちづくり推進部	部	都市計画課	課	担当者	内線

事業概要

区域区分(市街化区域と市街化調整区域の区分)をはじめ、都市計画の基本的な方針を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「整開保」という。)等を見直す「第8回線引き見直し」を実施するに当たり、基本方針を策定し、都市計画の方向性を示すもの

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	○「第8回線引き見直しにおける基本方針」策定について ・区域区分の方針 ・整開保等の見直しに当たっての基本的考え方 ・区域区分の基準 ○今後のスケジュールについて
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	本方針に基づく線引き見直しの実施により、人口減少・超高齢社会の進行、頻発・激甚化する災害等、大きく変化する社会情勢に対応し、本市が目指すべき、住み続けたいと思える快適で活力のある持続可能なまちの形成に寄与する。					
	効果測定指標	なし			施策番号	20	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標						

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	庁議(基本方針) パブコメ等 基本方針策定						
	素案に係る 国・県等関係機関 調整等	庁議(素案)	素案の確定 都市計 画手続	告示	第8線引き期間(R17まで)		

○事業経費・財源		(千円)						
項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)		12,320	3,740					
うち任意分		12,320	3,740					
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		12,320	3,740	0	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		12,320	3,740	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税収効果)	本方針に基づく線引き見直しの実施により、住み続けたいと思える、選ばれるまちの形成、都市部と中山間地域が連携して市全体で発展する、持続可能なまちの形成に寄与し、法人増や人口増、資産価値の向上等に伴う税収効果が見込まれる。							

erabareru		(人工)						
項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16	17		
	○				○				

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供		資料提供	
	パブリックコメント	あり	時期	令和6年6月～7月	議会への情報提供	部会	令和6年6月		

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
都市計画審議会(小委員会5回を含む全7回開催)	令和5年1月諮問(第8回線引き見直しについて)、令和6年2月答申(小委員会における審議を含む)
第8回線引き見直しに係る検討会議[課長会議、全2回開催](※1)	都市計画審議会の答申内容(区域区分の方針、整開保等の見直しにあたっての基本的考え方、区域区分の基準)について【調整済】
関係課長打合せ会議(※2)	庁議内容(第8回線引き見直し基本方針、今後のスケジュール)について【調整済】

備考
※1 出席課:政策課、みんなのSDGs推進課、経営監理課、人事・給与課、財政課、資産税課、危機管理課、区政推進課、斎場準備室、地域経済政策課、産業・雇用対策課、創業支援・企業誘致推進課、産業支援課、農政課、森林政策課、ゼロカーボン推進課、水みどり環境課、公園課、津久井地域環境課、廃棄物政策課、清掃施設課、都市建設総務室、建築政策課、交通政策課、開発調整課、建築審査課、住宅課、都市整備課、麻溝台・新磯野地区整備事務所、リニア駅周辺まちづくり課、相模原駅周辺まちづくり課、道路計画課、路政課、河川課、下水道経営課、緑区役所区政策課、中央区役所区政策課、南区役所区政策課、農業委員会事務局
※2 出席課: ※1出席課に加え、観光・シティプロモーション課、総務法制課

庁議におけるこれまでの議論

【市街化区域への編入について】

○どこを市街化区域に編入するのか。資料には、「『集約連携型のまちづくりの実現』に寄与するエリアを優先する。」とあり、中心市街地の駅周辺ということは、今回編入するのは極めて限定的な形なのか。

→(都市計画課長)原則は限定的であるが、少し幅を持たせ、編入できるようにしている。

○(政策課長)上部会議に付議された場合、随時編入については具体的なイメージが議論になるのではないかと。説明しやすいように準備いただきたい。

【市街化調整区域への編入について】

○(総務法制課長)逆線引きの規定もあるが、これは実際に行うことを想定しているのか。それとも、ルールのみ設けるものか。

→(都市計画課長)災害レッドゾーンは、将来を見据えて行っていく必要があるが、現状において、具体的な候補地はない。

○(人事・給与課長)逆線引きの対象地については、今後調査するとのことであるが、既存宅地などを踏まえると、綺麗に線引きできないのではないかと。

→(都市計画課長)災害時の人命に関わることから、災害レッドゾーンの空き地等について、逆線引きを検討するものである。

→(人事・給与課長)既存宅地は含めないのか。

→(都市計画課長)現状、居住している人を立ち退かせることは考えていない。

調整会議の

主な議論

(4/4)

【スケジュールについて】

○(総務法制課長)スケジュールについて、整開保を策定する際は、市民への意見聴取や議会への情報提供は行うのか。

→(都市計画課長)整開保の議会への示し方については、今後調整させていただきたい。

→(総務法制課長)前回の第7回線引き見直しの時は、2つの整開保を1つにまとめることや、津久井を非線引きにするといった大きな動きがあったことから、全員協議会で説明しているが、今回は、必ずしも必要ではないと考えている。都市計画マスタープランは全員協議会で説明しており、行うならば全員協議会となる。しかし、縦覧や市民説明会を行い、都市計画審議会には議員も構成員となっていることなど、しっかりと法定手続を取っていれば、必須ではないと考えている。

第8回線引き見直しにおける基本方針について

1. これまでの検討内容
2. 基本方針（案）の概要
3. 今後のスケジュール

令和6年4月11日

まちづくり推進部 都市計画課

1. これまでの検討内容

●都市計画審議会における審議について

○第223回都市計画審議会（令和5年1月24日）において、市長から諮問

諮問事項：「第8回線引き見直しについて」

①区域区分の方針

②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の基本的な考え方

③区域区分等の指定基準

専門的・継続的な
審議が必要

○「都市計画審議会小委員会の設置（全5回の審議終了）」

回	審議内容
第1回（令和5年4月）	『諮問事項1』区域区分の方針について
第2回（令和5年5月）	『諮問事項2』整開保等の基本的な考え方について①
第3回（令和5年8月）	『諮問事項3』区域区分の基準について①
第4回（令和5年9月）	『諮問事項2』整開保等の基本的な考え方について② 『諮問事項3』区域区分の基準について②
第5回（令和5年11月）	審議のまとめ：提言案の検討

※令和5年10月の第225回都市計画審議会へ、審議内容の中間報告を行った。

※当初予定していた第6回小委員会については、第5回小委員会において提言書の案が概ねまとまったことから、開催しないこととなった。

○第227回都市計画審議会（令和6年2月5日）において、市長へ答申

小委員会の検討を終え、取りまとめた提言案について、
都市計画審議会で審議し、「提言」として市長に答申された。

1. これまでの検討内容

● 庁内検討について

○令和3年7月7日 関係課長打合せ会議

「第8回線引き見直し」に向けた取組について

<議題>

- 取組の実施について
- 事業スケジュールについて
- 検討体制について ⇒検討会議(※1)、作業部会(※2)の設置の承認

令和5年1月17日 第1回「第8回線引き見直し」に係る検討会議

<議題>

- 検討会議等設置について
- 線引き見直しで考慮する事項と課題について
- スケジュールについて
- 都市計画審議会、小委員会の検討事項
- 整開保等のアウトライン(案)
- 検討会議、作業部会での確認・調整事項

令和5年11月7日 第2回「第8回線引き見直し」に係る検討会議

<議題>

- 都市計画審議会小委員会におけるこれまでの審議の内容
- 都市計画審議会小委員会「審議のまとめ(案)」について
- 「区域区分の基準(案)」について
- 今後のスケジュール、作業部会での確認・調整事項

令和6年3月25日 関係課長打合せ会議

<議題>

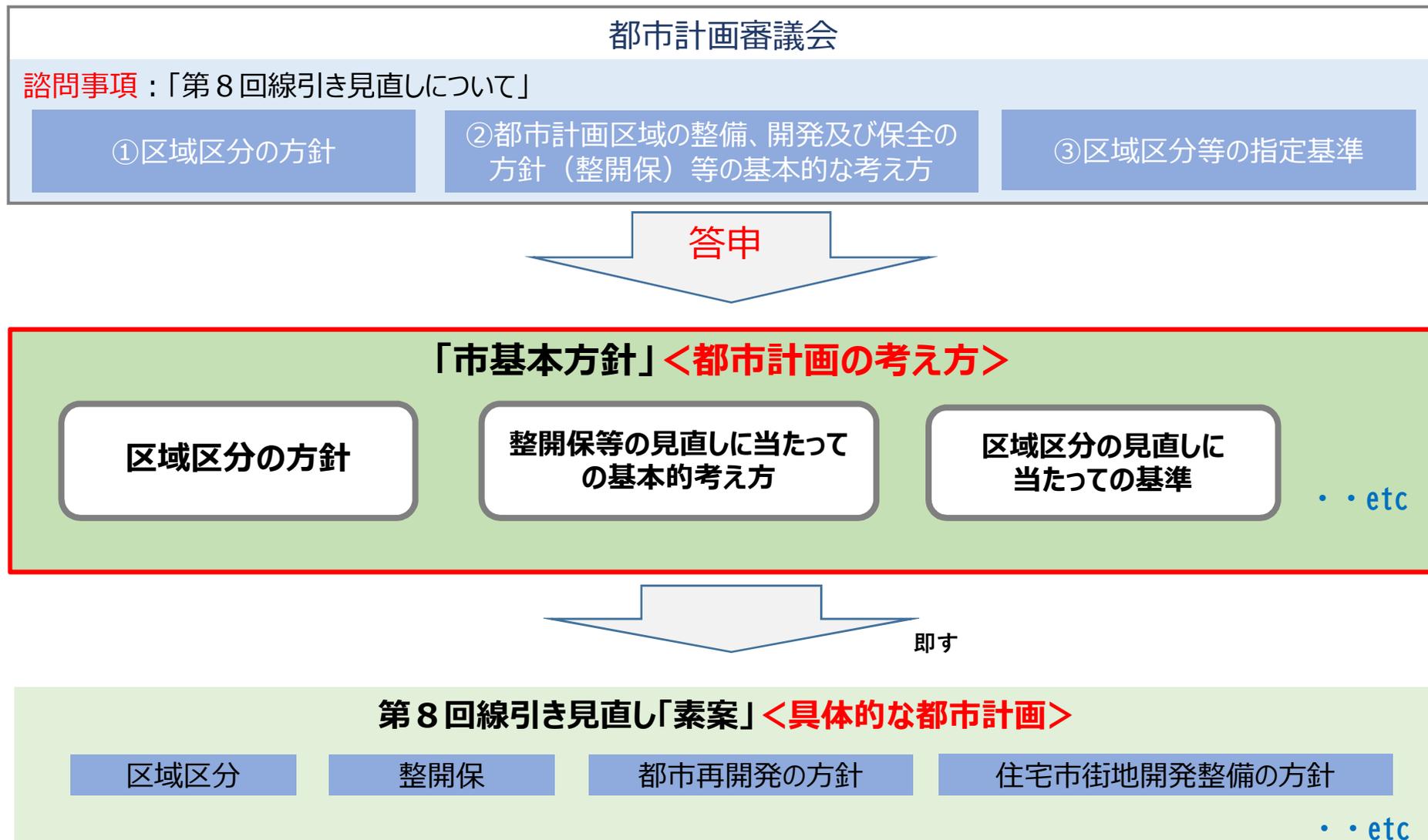
- 第8回線引き見直しにおける基本方針(案)について
- 今後のスケジュールについて

※1 第8回線引き見直しに関連する所属長会議

※2 ※1の所属の担当者会議。「区域区分」、「土地利用」、「交通施設」、「下水道及び河川」、「その他の都市施設」、「市街地開発」、「自然環境」、「都市防災」の8つの部門別に、令和5年以降、随時開催。

2. 基本方針（案）の概要

●「基本方針」の位置づけ



2. 基本方針（案）の概要

第8回線引き見直しにおける基本方針について

（1）はじめに

【参照】方針(案)P.2



- 線引き見直しは、「区域区分」をはじめ、都市計画の目標等を定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等について見直すもので、まちづくりの根幹をなすもの
- 大きく変化する社会情勢に対応し、地域特性等を捉えた線引き見直しを実施するため、基本方針を定めるもの

2. 基本方針（案）の概要

【参照】方針(案)P.3~8

(2) 第8回線引き見直しにおいて考慮すべき事項

- 社会情勢や地域特性を踏まえ、相模原市における今後のまちづくりの課題に対応するため、「第8回線引き見直しにおいて考慮する事項」について、次の7項目について整理を行った。

1 人口減少・超高齢社会への対応

- ・ 本市では、これまで人口増加が続いていたが、令和7年をピークに人口が減少に転じると見込まれ、一方で、高齢化率は上昇し続けると見込まれる。
→ 都市の拡大を前提としたまちづくりから、集約連携型のまちづくりへの転換期を迎えている

2 激甚化・頻発化する災害への対応

3 地域特性を生かしたまちづくり

4 脱炭素への取組

5 自然環境の活用・共生、グリーンインフラへの取組

6 新技術・デジタルデータを用いたまちづくり

7 持続可能な都市経営

2. 基本方針（案）の概要

(3) 区域区分の方針

【参照】方針(案)P.9~12

1 区域区分の検証

- ① **相模原都市計画区域**：近郊整備地帯に指定されていることから、都市計画法第7条第1項第1号より、**区域区分を定める**
- ② **相模湖津久井都市計画区域**：都市計画法施行令第3条において、都市計画法第7条第1項第2号における区域区分を定めるべき都市計画区域から除かれることから、線引き見直し毎に区域区分の決定の有無を判断する必要があるため、**区域区分の検証を実施**

2 相模湖津久井都市計画区域の区域区分検証の視点

(視点は、都市計画運用指針より)

①市街地の拡大の可能性

人口は既に減少傾向にあり、産業規模は今後の大きな増加が見込まれないため、市街地周辺の土地を**大量に都市的土地利用に転換せざるを得ない状況が生じる可能性は低い**

②良好な環境を有する市街地の形成

地形的制約などから既存の市街地は一定の範囲に限定されており、公共施設も比較的整備されていることから、**区域区分により都市的土地利用の拡散を制限する必要性は低い**

③緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮

地形的に開発が困難な場合が多く、また、**自然環境保全地域や、保安林、農業振興地域の指定等**による保全策もとられており、**区域区分による積極的な保全の必要性は低い**

①～③を踏まえ、**相模湖津久井都市計画区域**は、**区域区分の必要性は低い**と位置づけ、結論として、引き続き、**非線引き都市計画区域**とする。



結論

相模湖津久井都市計画区域

非線引き
(区域区分の設定なし)

相模原都市計画区域

線引き
(区域区分の設定あり)

2. 基本方針（案）の概要

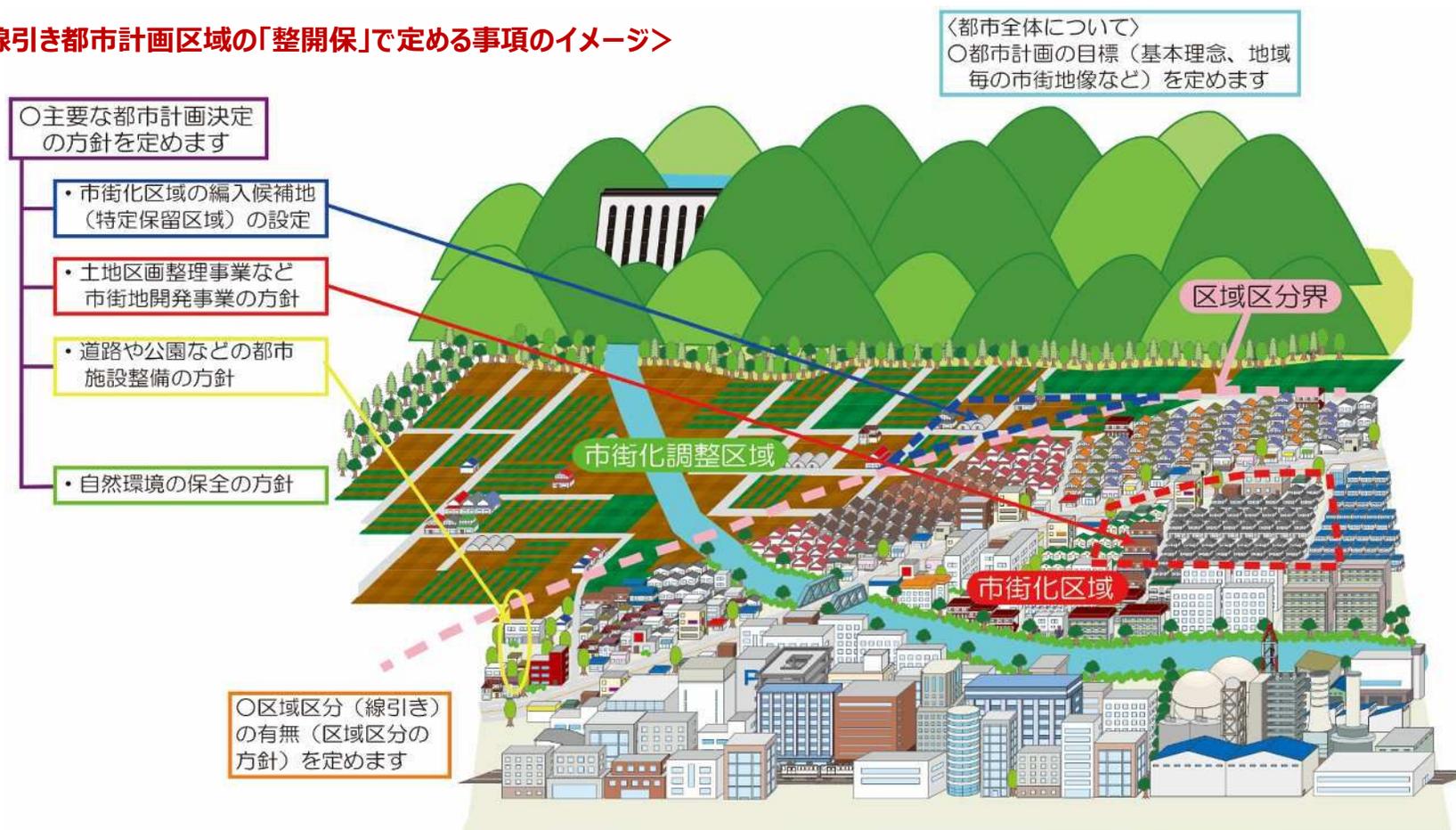
（４）「整開保等」※の見直しにあたって基本的な考え方

【参照】方針(案)P.13～19

○見直しの目標年次

令和17年(2035年)の都市を展望し、必要な都市計画の基本的な方向を定める

<線引き都市計画区域の「整開保」で定める事項のイメージ>



※「整開保等」とは、都市計画法第6条の2により都市計画区域ごとに定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」（＝「整開保」）、都市計画法第7条の2により定める「都市再開発の方針」及び「住宅市街地の開発整備の方針」の総称。

2. 基本方針（案）の概要

（４）「整開保等」の見直しに当たっての基本的な考え方

【参照】方針(案)P.13～19

○都市計画の考え方

- 「整開保等」の見直しに当たって、「第 8 回線引き見直しにおいて考慮する事項」に対応するため、相模原市の現況特性の把握や課題の抽出により得られた知見をもとに、都市計画における**次の 3 つの基本的な考え方（方向性）**を示す。

1. 集約連携型まちづくりの実現に向けた都市づくり

（抜粋）

- ・本格化する少子高齢化、人口減少社会に備え、相模原市立地適正化計画を一層推進
- ・「中心市街地」、「地域拠点」については、鉄道駅周辺の立地の利点を生かし、さらなる都市機能を誘導するまちづくりを推進
- ・中山間地域における「生活拠点」については、地域の様々な個性や魅力を生かす市民が主体のまちづくりを推進
- ・集落エリアは、自然環境の保全や地域コミュニティのつながりを重視
- ・生活圏域を支える公共交通網の形成を強化、拠点間や生活圏域内における交通ネットワーク形成、ファースト・ラストワンマイルの移動に関する課題解決を重視
- ・2050年脱炭素社会の実現に向け、都市機能の集約、公共交通利用促進によるCO2削減や、エネルギーの効率化などを積極的に推進
- ・空家・空地の増加に伴う都市のスポンジ化対策として、グリーンインフラ活用

2. 災害からいのちと暮らしを守る都市づくり

（抜粋）

- ・防災対策の拠点となる公共施設等の安全性を確保するとともに、進展するデジタル技術を用いた災害リスクの評価・分析を推進
- ・雨水貯水機能を有す等グリーンインフラとしての機能を有する緑地や農地等をさらに積極的に保全、活用し、災害リスクの軽減、被害拡大の緩和
- ・土地利用の面からも、防災・減災に対する具体的な取組みを進めるため、災害レッドゾーンを含む市街化区域のエリアについて、市街化調整区域へ編入することを検討

3. 市全体で発展する持続可能な都市づくり

（抜粋）

- ・広域交流拠点として、首都圏南西部地域全体のポテンシャル向上に資するため、商業・業務施設、教育・医療など多様な都市機能の集積を推進し、多様な交通手段をいかした観光・買い物・文化等により人びとが交流する魅力ある先進的なまちづくりを進めるとともに、産業イノベーション創出に寄与
- ・ものづくり産業のさらなる推進。企業誘致のための規制緩和や立地支援等の取組
- ・大規模集客施設、大規模物流施設は、立地に伴う道路交通環境への負荷の増大等、周辺環境への影響を見極め、適正な誘導を行うことに留意
- ・市民の生活を向上し、産業分野の成長や新産業の創出の促進により経済発展をもたらすと期待できるAIやIoT等の先端技術を活用
- ・先端技術を活用したスマートシティの考え方に基づくまちづくりを推進
- ・都市部と中山間地域が連携・交流し、それぞれが持つ多様な魅力をさらに高めるため、道路ネットワークの強化や公共交通ネットワークの充実
- ・リニア駅を中心に、観光客が相模原市の様々な魅力ある地域を訪れるような仕組み作り、八王子や多摩等の広域的な連携も検討
- ・環境負荷の少ない循環型、脱炭素型の社会を目指すとともに、ウェルビーイングが向上する持続可能な社会をつくるため、多面的な機能を有するグリーンインフラを適切に整備・保全
- ・グリーンインフラを適切に整備・保全するため、山林や都市の緑地等の「みどり」の維持保全を担う、市民や地域の力、民間活力を一層重視
- ・公共施設の適正配置、効率的な維持管理の推進

2. 基本方針（案）の概要

（5）区域区分の見直しに当たっての基準

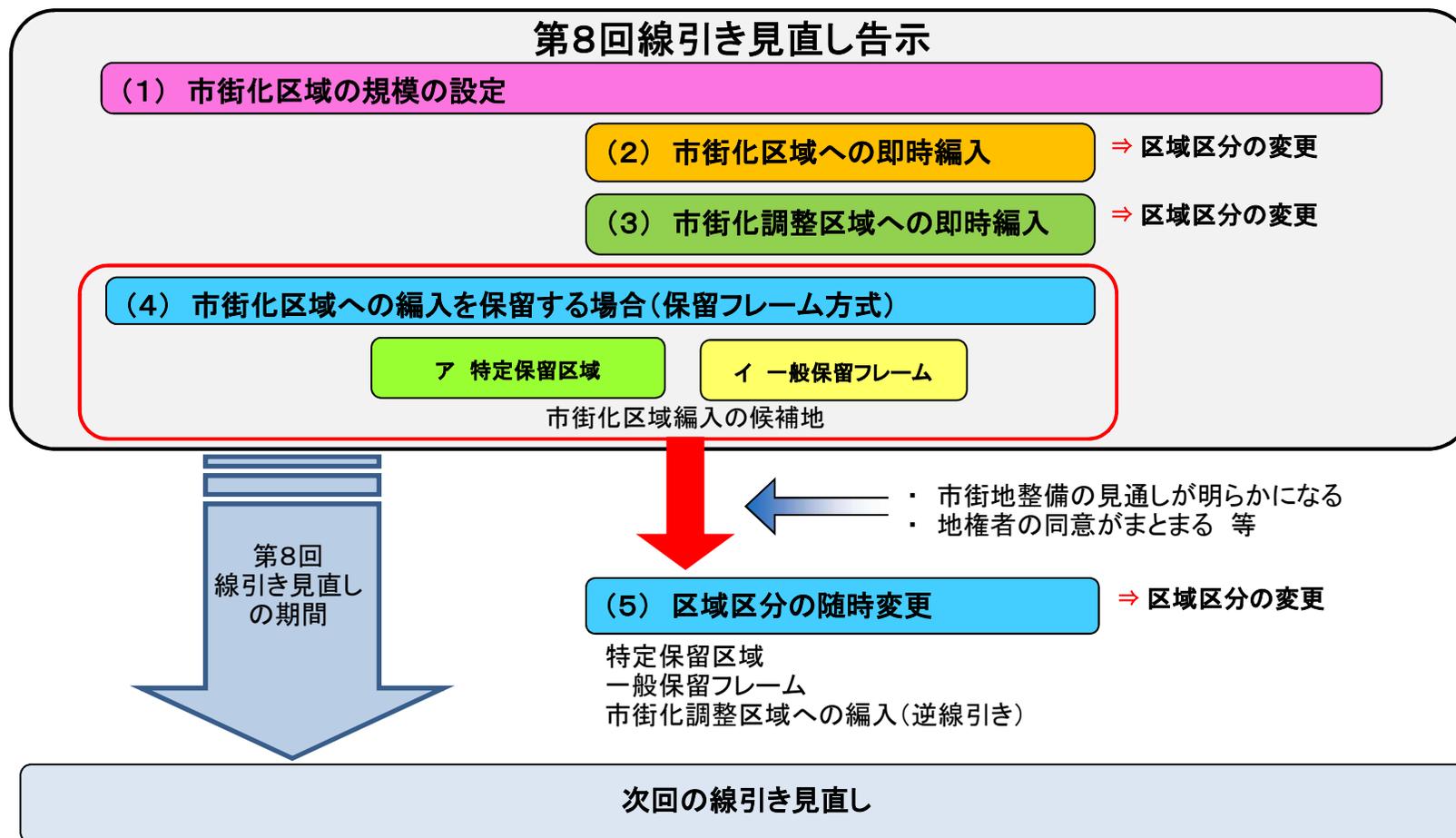
【参照】方針(案)P.20～29

- 区域区分の見直しは、以下の（１）～（５）の基準に基づき行う

対象は、線引き（区域区分を定める）都市計画区域である「相模原都市計画区域」

- （１）市街化区域の規模の設定、（２）市街化区域への即時編入、（３）市街化調整区域への即時編入、（４）保留フレーム方式、（５）区域区分の随時変更

<区域区分の基準のイメージ図>



2. 基本方針（案）の概要

（5）区域区分の見直しに当たっての基準

【参照】方針(案)P.20～29

○第8回線引きにおける「区域区分の基準」策定のポイント（抜粋）

● 「市街化区域へ編入」する基準の主なポイント

- ▶都市計画マスタープランや立地適正化計画が目指す「**集約連携型のまちづくりの実現**」に寄与するエリアを優先する。
⇒市街化区域の拡大の規模は限定的となり、「**住宅用地**」については、都市機能が集積する**中心市街地の駅周辺エリア（概ね2km以内）**を優先
- ▶激甚化する災害への対応など鑑み、市街化区域へ編入するエリアには**災害ハザードエリア※**を含まない規定を追加する。
⇒**災害レッドゾーン**を含まないこととし、**イエローゾーン**も含まないことが望ましい。

● 「市街化調整区域へ編入」（＝逆線引き）する基準の主なポイント

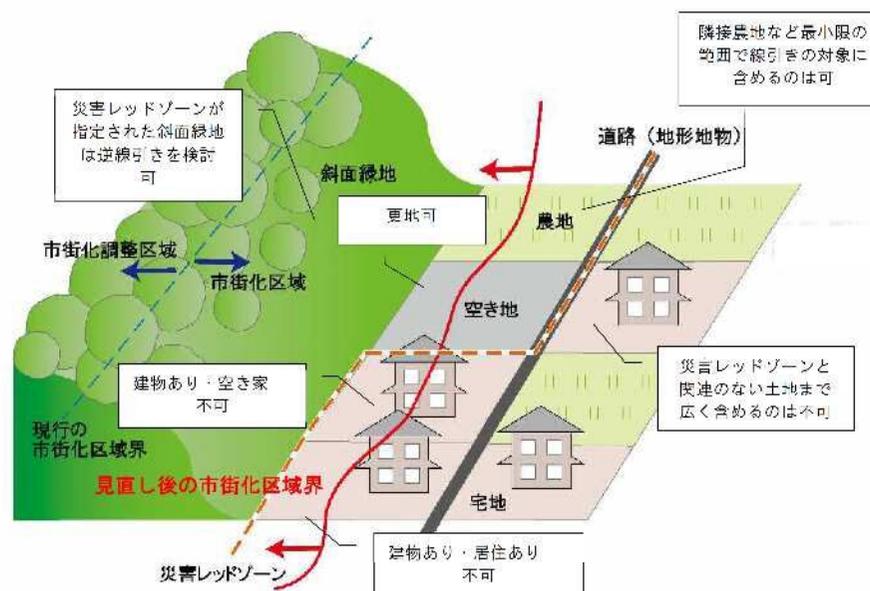
- ▶国の動向や市内の災害状況を踏まえ、**防災・減災を目的として**、現状の逆線引きの基準に**災害レッドゾーンの逆線引きの基準を追加**する。
⇒災害レッドゾーンの逆線引きは、**現在宅地利用されていない区域**を対象とする。
⇒対象地の現状調査を行い、今後、検討を進める。

※相模原市立地適正化計画における「災害ハザードエリア」

- ・災害レッドゾーン：土砂災害特別警戒区域、災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域
- ・災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、家屋倒壊等危険区域

参考：【逆線引きを行う区域の設定について】

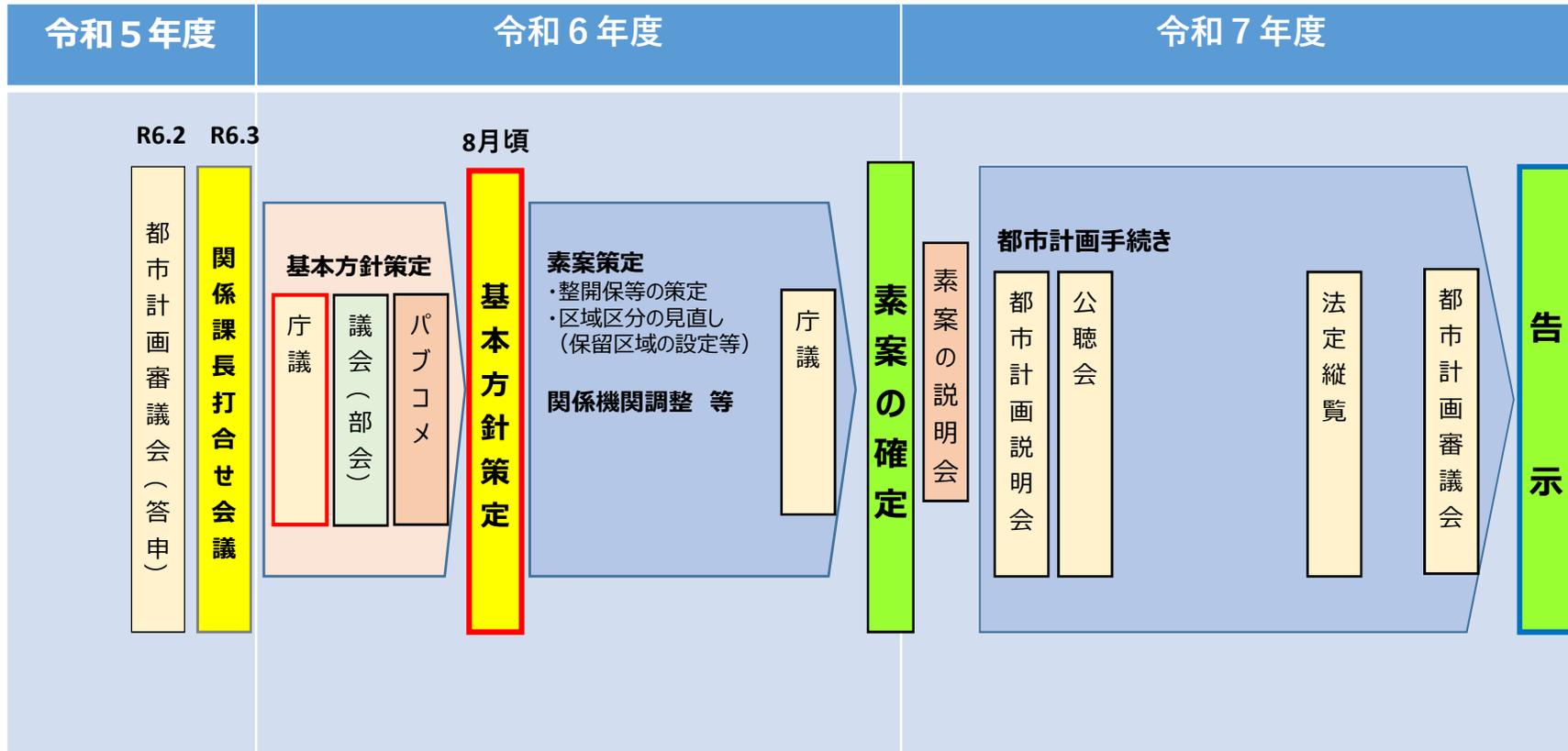
災害レッドゾーンは、地形地物や敷地境界と関係なく指定されることから、逆線引きの区域設定の際には、**災害レッドゾーン外の土地も合わせて含めることも可能。**
斜面地や集約型都市構造化に伴う逆線引きの基準と合わせて行うことができる。



図：神奈川県県土整備局からの提供資料より

3. 今後のスケジュール

●今後のスケジュール



○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(都市計画総務費)		5,225	14,971	14,751				
うち任意分		5,225	14,911	14,751				
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		5,225	14,971	14,751	0	0	0	0
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の収収効果)	本方針に基づく用途地域等の変更により、中心市街地のにぎわいや拠点性を高めるとともに、低層住宅地の魅力と暮らしやすさの向上等が図られ、法人増や人口増、資産価値の向上等に伴う収収効果が見込まれる。							

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

								○
	○						○	

日程等
調整事項

条例等の調整	なし	議会提案時期		報道への情報提供	資料提供
パブリックコメント	あり	時期	令和6年6月～7月	議会への情報提供	部会
					令和6年6月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
都市計画審議会(小委員会を含む全7回開催)	令和4年8月諮問(見直し方針について)、令和6年1月答申(小委員会における審議を含む)
用途地域等見直しに係る検討会議(所属長会議、全3回開催)(※1)	都市計画審議会の答申内容(見直しの基本的な考え方、視点毎の候補地の抽出条件や見直しの方向性等)について【調整済】
関係課長打合せ会議(※2)	庁議内容(見直し方針案、今後のスケジュール、方針策定後の取組に係る事業費)について【調整済】

備考

- ※1 出席課:産業・雇用対策課、創業支援・企業誘致推進課、農政課、都市整備課、リニア駅周辺まちづくり課、相模原駅周辺まちづくり課、道路計画課、下水道経営課
- ※2 出席課:政策課、経営監視課、観光・シティプロモーション課、総務法制課、人事・給与課、財政課、産業・雇用対策課、創業支援・企業誘致推進課、農政課、都市建設総務室、都市整備課、リニア駅周辺まちづくり課、相模原駅周辺まちづくり課、道路計画課、下水道経営課

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (4/4)</p>	<p>【視点について】 ○(経営監理課長)視点4については、市民からするとメリットしかないのか。資産価値は上がるのか。 →(都市計画課長)第一種低層住居専用地域というのは住環境としては素晴らしいところである一方で、利便性が悪いという側面があることから、必要なところについて、第二種低層住居専用地域への変更を考えているものである。利便性を上げるのであれば、第一種中高層住居専用地域や第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域が良いのではないかという意見もあったが、その場合、低層住居専用地域としての良好な住環境を阻害するという半面が出てくるのではないかということもあり、第二種低層住居専用地域というレベルの中で、小さなコミュニティを生み出せるような活用ができれば望ましいということから、今回の形とした。小型版のコンビニエンスストア等の出店が可能となり、買物等の利便性向上に寄与すると考えている。 →(経営監理課長)市内一律なのか。周辺の状況で差を設けるという考え方はないのか。 →(都市計画課長)あくまで第一種低層住居専用地域が大きく広がりを持つ中で、少しでも市民の利便性を上げるという意味で変更していくという考えである。</p> <p>【スケジュールについて】 ○(総務法制課長)どのようなスケジュールで着手しているのか。 →(都市計画課長)地元調整が必要なものは視点1、2である。視点3、4については、方針に基づき、一般的な都市計画の手続きにおいて説明を行う。 →(総務法制課長)令和8年度以降には着手していくのか。 →(都市計画課長)視点4についてはそのとおりである。視点3については、道路整備のタイミングに合わせる。 →(緑区政策課長)第一種低層住居専用地域は、住環境が非常に良好で静かに暮らしやすいというのは当然あり、利便性と良好な住環境のどちらを望んでいるのかというのは、様々な意見があるものとするが、説明会を行うにしても、一方的に決定するものか。 →(都市計画課長)まずは、方針策定段階においてパブリックコメントで広く周知をする。その後、基本的には、各地区と調整するという形ではなく、一定要件を満たしているところについて、用途変更を行っていく。</p> <p>【事業費について】 ○(財政課長)事業費について、令和7年度、8年度の見込額が違うのは、ある程度取組内容が想定されているのか。 →(都市計画課長)全部で30地域程度を見込んでおり、それを2年度に分けることを想定していることから、若干事業費が異なったものである。 ○(政策課長)財源の話については、事案調書の税源涵養のところに記載されているが、引き続き財政課と調整いただきたい。</p>
--------------------------------------	---

用途地域等見直しの方針策定について

(説明内容)

1. 見直しの背景と目的
2. これまでの検討経過
3. 見直し方針（案）の概要
4. 今後のスケジュール等

審議事項

- 見直し方針（案）について
- 今後のスケジュールについて
- 方針策定後の取組に係る事業費について

令和6年4月11日（木）

都市建設局 まちづくり推進部 都市計画課

1. 見直しの背景と目的

- 用途地域は、市街地における土地利用規制の根幹をなすものであり、都市計画マスタープラン等に示される市街地の将来像にあった内容とすべきとされている。
- 用途地域の全市見直しは、都市計画法等の改正に対応するため平成8年に実施してから25年以上が経過。
- 少子高齢化の進行による人口減少社会の到来など、本市を取り巻く社会経済状況が大きく変化する中で、これまでの人口増加を背景とした考え方からの転換期を迎えるとともに、ライフスタイルの多様化など、用途地域に求められるものも変化。



- 近年の様々な社会情勢の変化や法改正等に対応し、本市が目指す都市像である『社会情勢等の変化に柔軟に適応した集約連携型のまち』の実現に繋げていくことが必要。



用途地域等の見直しに向け、方針策定に取り組むもの

2. これまでの検討経過

(1) 都市計画審議会における審議について

- 用途地域の見直し検討に当たっては、都市計画の着実な実施を図るため、方針の立案段階から、公正かつ専門的な第三者の意見を踏まえることが重要。



第221回都市計画審議会（令和4年8月9日）において、市長から諮問。

諮問事項：「用途地域等見直しの方針について」

（主な内容）

- ・見直しにあたっての基本的な考え方
- ・視点毎の見直しの方向性



小委員会の設置（全5回の開催）

2. これまでの検討経過

(1) 都市計画審議会における審議について

○小委員会の審議の経過

開催日等	表題	主な内容
第1回 令和4年8月	小委員会の検討内容と 進め方、視点3・5の検討	・視点3・5の課題候補地の抽出、見直しの方向性の 検討
第2回 令和4年10月	視点1・2・4の検討	・視点1・2・4の課題候補地の抽出、見直しの方向性の 検討
第3回 令和4年11月	方針案のポイント整理	・全視点の方向性のとりまとめ、方針案の作成に向けた ポイント事項の整理
第4回 令和5年8月	方針案の検討	・第3回小委員会で整理した各視点のポイントを踏まえ、 方針案を検討（全体構成、見直しの基本的な考え方、 各視点の候補地の抽出条件・見直しの方向性など）
第5回 令和5年9月	方針案のとりまとめ (方針に関する提言(案))	・第4回の検討結果を踏まえた方針案のとりまとめ

※令和5年1月の第223回都市計画審議会において、審議内容の中間報告を行った。



**小委員会の検討を終え、とりまとめた提言（案）について、
令和6年1月12日、都市計画審議会から市長へ答申。**

2. これまでの検討経過

(2) 庁内検討について

○令和2年8月24日 関係課長打合せ会議

用途地域等見直しの検証及び方針の策定に向けた取組について（土地利用等見直し検討事業）

<議題>

- 取組の実施について
- 検討体制について ⇒ 検討会議(※1)、作業部会(※2)の設置
- 事業スケジュールについて

※1 用途地域等見直しに関連する所属長会議

※2 ※1の所属の担当者会議

← この間の令和3年度には、2回の作業部会を開催

令和4年5月23日 第1回 用途地域等見直しに係る検討会議

<議題>

- 令和3年度の検討状況について ⇒ 見直し視点(案)の設定
- 今後の予定について

令和5年3月29日 第2回 用途地域等見直しに係る検討会議

<議題>

- 令和4年度の検討状況について ⇒ 都市計画審議会における検討状況の報告
- 今後の予定について

令和5年8月31日 第3回 用途地域等見直しに係る検討会議

<議題>

- 見直し方針の答申案について ⇒ 都市計画審議会の提言(案)への反映
- 答申案に係る意見照会について

○令和6年3月25日 関係課長打合せ会議

用途地域等見直しの方針策定について

<議題>

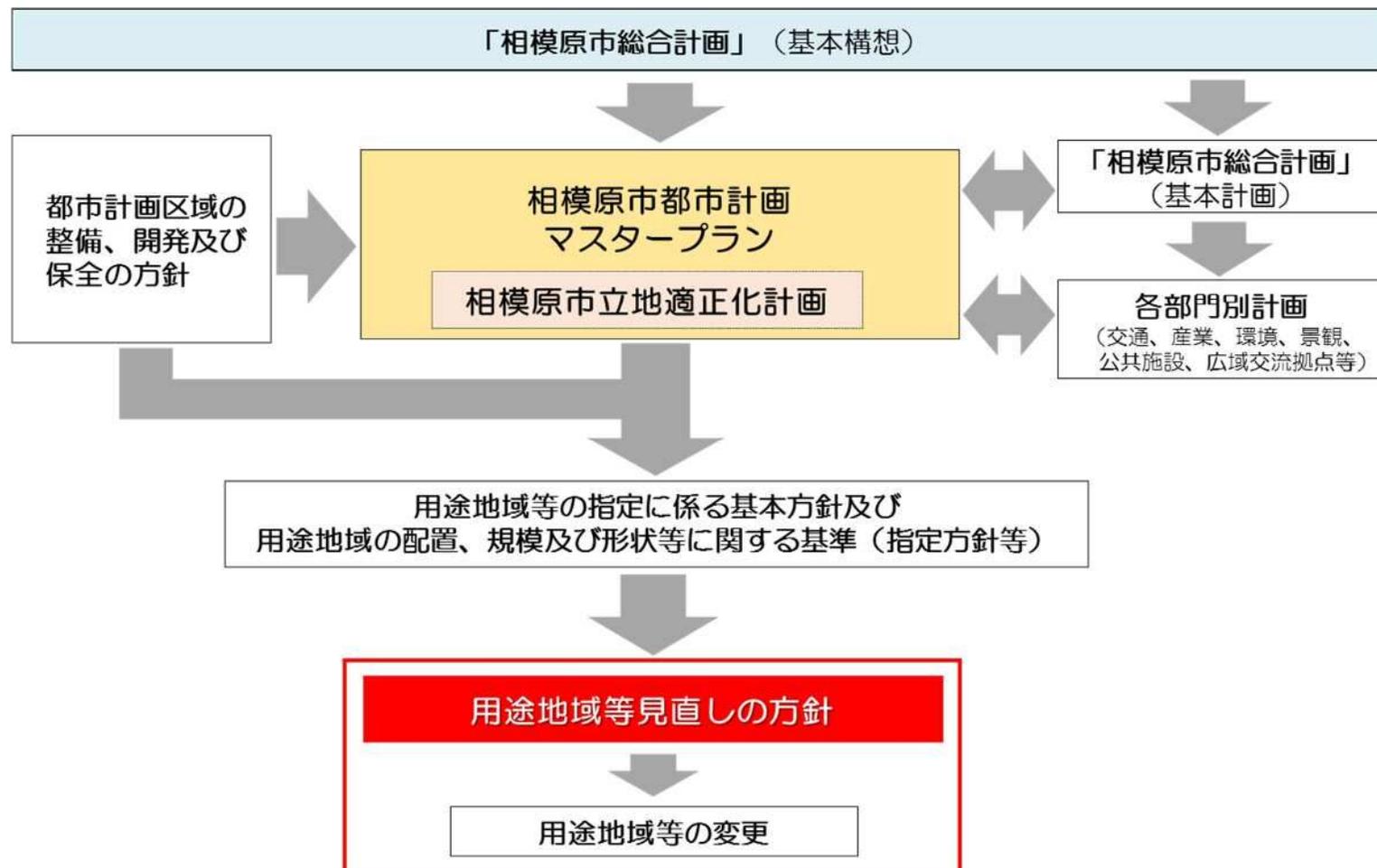
- 見直し方針(案)について
 - 今後のスケジュールについて
 - 方針策定後の取組に係る事業費について
- } 庁議における審議事項の説明と調整

3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P9

(1) 方針の位置付け

- 用途地域等見直しの方針は、都市計画マスタープランの「都市づくりの方針」や都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を踏まえ、指定方針等に即して、**見直しを行う際の基本的な考え方**を示すもの。



3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P12

(2) 見直しにあたっての基本的な考え方

- 用途地域等の見直しは、指定方針等に即して行うことを基本とし、中長期的な視点で概ね10年を目安に定期的に見直しを検討。また、個別の市街地開発事業等の進捗等に伴い見直しが必要な際は、柔軟に対応。
- 今回の見直しは、社会情勢の変化、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定、田園住居地域の追加を踏まえ、既に用途地域が指定されている地区を対象に次に示す5つの視点に基づき行うもの。

《 見直しの視点 》

- | | |
|-----|-------------------------|
| 視点1 | 拠点形成を通じた活力とにぎわいのある市街地形成 |
| 視点2 | 住工混在地区における適切な土地利用の誘導 |
| 視点3 | 幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導 |
| 視点4 | 低層住宅地の魅力と暮らしやすさの向上 |
| 視点5 | 田園住居地域指定のあり方の整理 |

3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P13

(3) 各視点の見直しの方向性

視点1 拠点形成を通じた活力とにぎわいのある市街地形成

【見直しの考え方】

- 中心市街地では、今後、にぎわいや拠点性を高めていく上で、市街地の広がりが見込まれる用途地域に課題のある地区は、新たなまちづくりの可能性や地権者の意向を踏まえ、用途地域の見直しを検討。
- 既存の中心市街地の更新を促し、拠点形成の支援につなげていくため、容積率の見直しも検討。

【候補地の抽出条件】

- 都市計画マスタープランの将来都市構造の「中心市街地（橋本・相模原・相模大野）」の中から、下記条件に該当する地区を抽出。

都市機能誘導区域内で以下のいずれかに該当するもの

- ・商業地域に変更されたことで、既存の商業系用途地域との間に挟まれる住居系用途地域など
市街地の広がりが見込まれる地区
- ・既存の商業系用途地域で容積率の歩留まり率が高い地区（歩留まり率が約9割以上となる地区が目安）など市街地の高まりが望まれる地区

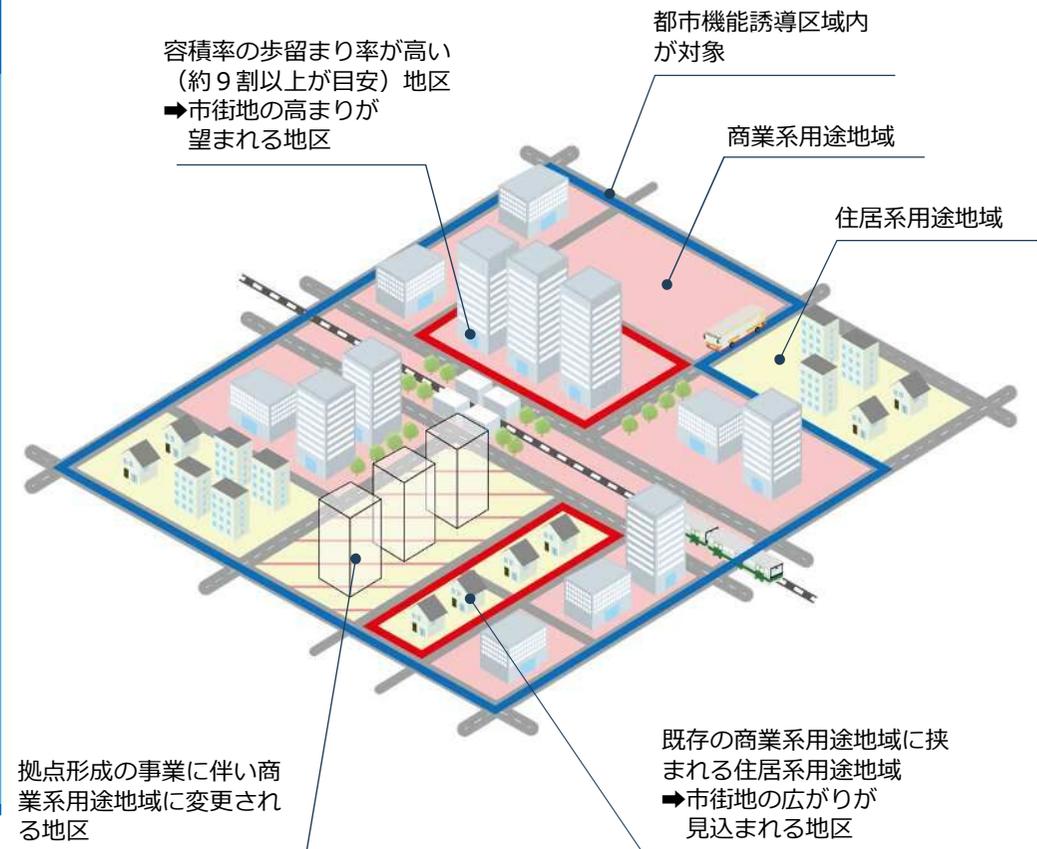
(3) 各視点の見直しの方向性

視点1 拠点形成を通じた活力とにぎわいのある市街地形成

【見直しの方向性】

- 市街地の広がりが見込まれる地区は、住民や事業者など地域が主体となり、まちの将来像を共有し、実現に向けての課題を整理の上、**地区計画を定める**とともに用途地域を見直し。
- 市街地の高まりが望まれる地区は、住民や事業者など地域が主体となり、まちの高度利用に関する将来像を共有し、実現に向けての課題を整理の上、**地区計画を定める**とともに容積率を見直し。

《 見直し地区イメージ 》



3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P15

(3) 各視点の見直しの方向性

視点2 住工混在地区における適切な土地利用の誘導

【見直しの考え方】

- 既存の工業地は、安定した操業環境の確保のため、今後も良好な工業地として保全していくが、既存工場との用途混在が進行している地区は、操業環境や住環境を踏まえ、適切な土地利用の誘導や実態に即した見直しを検討。
- 土地利用が混在する地区のうち、特定の土地利用が進行する地区の用途地域を見直す際は、まちの成り立ちや、操業環境や住環境への影響等を十分勘案し、見直しを検討。
- 土地利用が平均的に混在する地区は、現段階では用途地域の見直しが困難なため、今後の土地利用動向を注視し、必要に応じて見直しを検討。

【候補地の抽出条件】

- 都市計画マスタープランの土地利用方針の「適切な土地利用を誘導する地区」の中から、下記条件に該当する地区を抽出。

・進行する土地利用と現在の用途地域が乖離する地区のうち、特定の土地利用が進行する地区（住居系、商業系、工業系のいずれかの用途の土地利用面積割合が約8割以上となる地区が目安）

3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P16

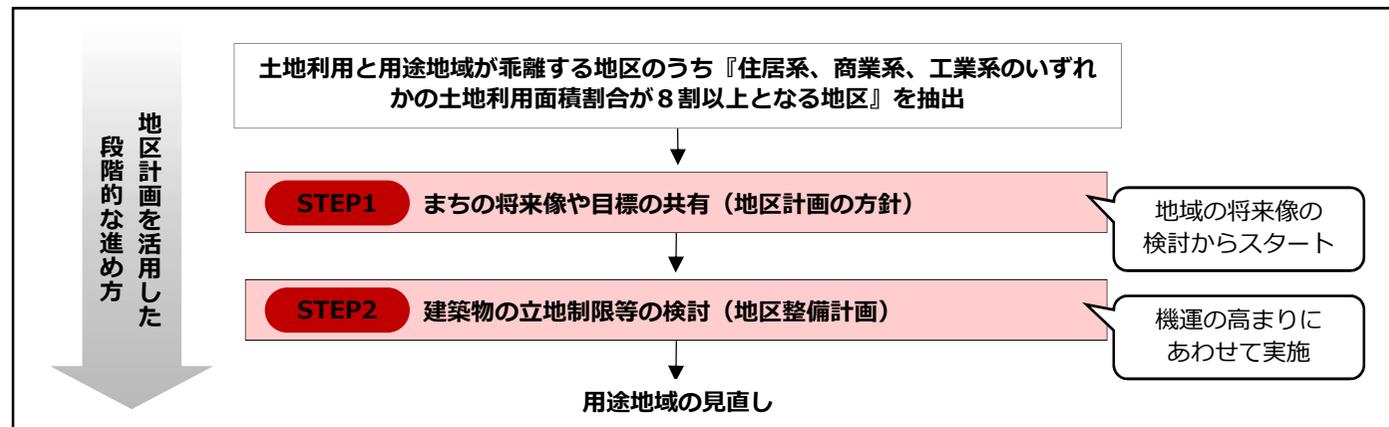
(3) 各視点の見直しの方向性

視点2 住工混在地区における適切な土地利用の誘導

【見直しの方向性】

- 住工混在地区の用途地域の見直しは、工場の操業環境や住環境の確保など、土地利用の混在状況により用途地域の速やかな見直しが難しいことから、**地区計画を活用し**、住民や事業者など地域が主体となり、まちの将来像や目標を共有化。
- 用途地域の見直し機運の高まりにあわせて、住民や事業者など地域において、既存不適格建築物の状況などの課題を共有し、建築物の立地制限等の合意を図り、**地区計画の目標や方針を踏まえ、地区整備計画を定める**とともに用途地域を見直し。

《 見直しの進め方イメージ 》



3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P17

(3) 各視点の見直しの方向性

視点3 幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導

【見直しの考え方】

- 沿道にふさわしい土地利用を早期に実現するため、都市計画マスタープランで「沿道の土地利用を誘導する地区」に位置付けのある都市計画道路の沿道は、将来のまちづくりのあり方を踏まえ、用途地域を見直し。
- 見直しを行う時期は、早期に土地活用を誘発する観点から、道路整備の進捗状況等を踏まえた適切なタイミングを検討。

【候補地の抽出条件】

- 都市計画マスタープランの土地利用方針の「沿道の土地利用を誘導する地区」のうち、沿道に用途地域が未指定の都市計画道路の中から、下記条件に該当する地区を抽出。

・**大規模店舗等が立地不可**となる住居系用途地域内（準住居地域及び第二種住居地域を除く住居系用途地域内）の道路の沿道地区。

3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P18

(3) 各視点の見直しの方向性

視点3 幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導

【見直しの方向性】

- **都市計画道路の位置付けや役割**を踏まえ、沿道にふさわしい土地利用を誘導するため、用途地域を見直し。（下表及び次ページ参照）
- 対象となる道路は、道路整備が完了するまでに要する期間や用地買収における地権者間の公平性を確保する観点から、**供用開始の見通しが立った段階**、又は**整備完了後に**用途地域を見直し。

〈用途地域見直し時の留意事項〉

- 用途地域の見直しを行う際は、指定方針等に基づき、道路境界線から概ね30m又は50mの範囲内で、下表に基づき指定。

表_見直しケースと沿道に指定する用途地域

見直し ケース	指定する 用途地域	第一種 中高層住居 専用地域	第二種 中高層住居 専用地域	第一種 住居地域	第二種 住居地域	準住居地域
ケース1		×	×	×	○	○
ケース2		×	○	○	×	×
ケース3		○	×	×	×	×

3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P19

(3) 各視点の見直しの方向性

視点3 幹線道路の沿道にふさわしい土地利用の誘導

《 見直し地区イメージ 》

（沿道土地利用）

- ・大規模な店舗や事務所、自動車関連施設等の沿道サービス施設等



（対象となる道路）

- ・沿道の土地利用を誘導する地区で、中心市街地やその周辺につながる、又は主要幹線道路や幹線道路に位置付けられた4車線以上の道路など（都市計画マスタープラン）

（沿道土地利用）

- ・周辺地域の生活を支えるスーパーなど中規模な店舗や事務所等
- ・大規模な店舗や事務所等の立地は抑制



（対象となる道路）

- ・沿道の土地利用を誘導する地区で、地域拠点や生活拠点につながる、又は幹線道路や地区幹線道路に位置付けられた道路など（都市計画マスタープラン）

（沿道土地利用）

- ・沿道及び背後の住宅地の生活を支えるコンビニエンスストアやドラッグストアなど小規模な店舗



（対象となる道路）

- ・ケース1及び2以外の道路

3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P20

(3) 各視点の見直しの方向性

視点4 低層住宅地の魅力と暮らしやすさの向上

【見直しの考え方】

- 第一種低層住居専用地域が広範囲に指定されている地区において、生活利便施設が立地できるように見直し。
- 第一種低層住居専用地域のうち、一定以上の幅員がある道路の沿道においては、周辺の低層住宅地の環境を阻害しない範囲で、小規模な日用品販売店舗等が立地できるように見直し。

【候補地の抽出条件】

- 第一種低層住居専用地域内にある都市計画道路以外の道路のうち、沿道に用途地域が未指定の道路の中から、下記条件に該当する地区を抽出。

以下のいずれかに該当する道路の沿道地区

- ・沿道利用に適した一定幅員以上の道路（幅員9m以上の道路が目安）
- ・一定幅員に満たない道路のうち、既存商店街など小規模店舗等が路線的に立地する道路（商店街エリア内の主要な道路が目安）

3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P21

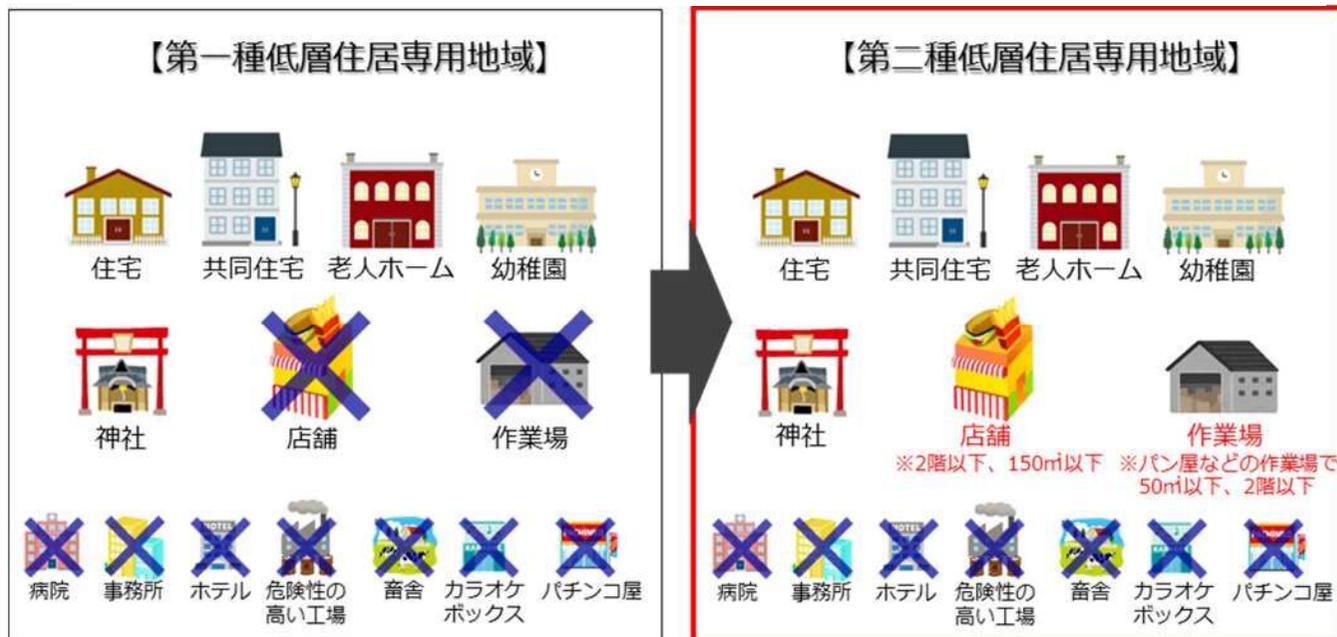
(3) 各視点の見直しの方向性

視点4 低層住宅地の魅力と暮らしやすさの向上

【見直しの方向性】

- 第一種低層住居専用地域において、小規模な日用品販売店舗等が立地できるよう
- ・ **幅員9m以上**の道路
- ・ 又は既存商店街など小規模店舗等が路線的に立地している**幅員7m以上**の道路の沿道について、**第二種低層住居専用地域**へ用途地域を見直し。

《第二種低層住居専用地域への変更により建築できる建築物の例》



3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P21

(3) 各視点の見直しの方向性

視点4 低層住宅地の魅力と暮らしやすさの向上

《 見直し地区イメージ 》

都市計画道路以外の道路で、
幅員 9 m以上の道路

(※既存商店街など小規模店舗が路線型に
立地する道路の場合は幅員 7 m以上)



延床面積 150㎡以下・2階建以下の
日用品販売店舗等を誘導

第二種低層住居専用地域に
見直し

周辺住環境に配慮

3. 見直し方針（案）の概要

【参照】方針(案) P22

(3) 各視点の見直しの方向性

視点5 田園住居地域指定のあり方の整理

【見直しの考え方】

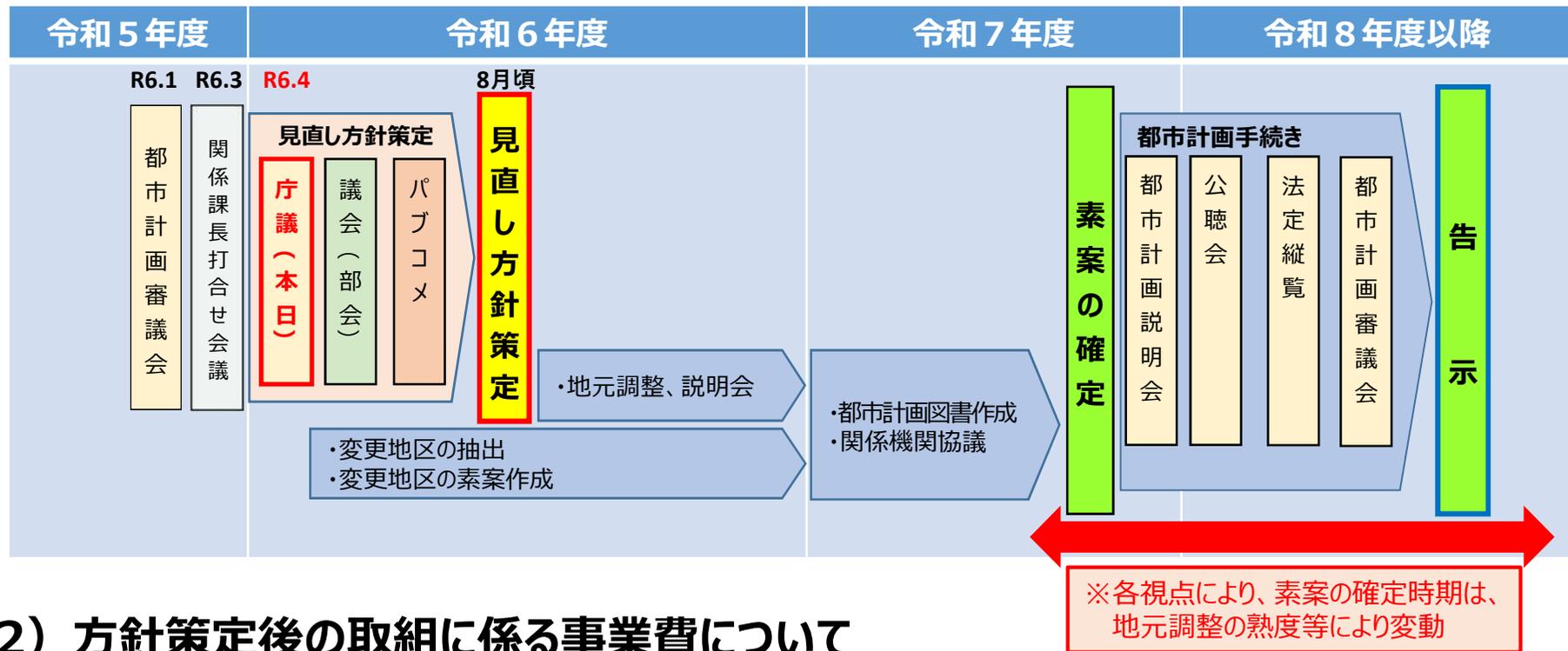
- 本市では、田園住居地域の指定による開発規制や税制優遇措置などの制度内容が、地権者の賛同が得られにくいものとなっており、全国的にも指定事例がほとんどない。
- 住宅地と農地の共存には、大規模な農地が必要であり、本市では、田園住居地域を指定する適地が見当たらない状況。
- このような現状から、今回の見直しでは、指定の必要性は低い。

【見直しの方向性】

- 法改正や国の動向等を注視し、制度の見直しが図られるなど、今後、本市において、指定の必要性が高まった場合に再度検討。

4. 今後のスケジュール等

(1) 今後のスケジュール



(2) 方針策定後の取組に係る事業費について

【令和6年度】 方針に基づく変更地区の抽出及び素案作成（委託費）

⇒ 予算措置済（5,225千円）

【令和7年度】 都市計画手続きに必要となる都市計画図書作成（委託費）

（※令和6年度末を目途に地元調整等を終え、都市計画変更の見通しが立った地区）

⇒ 新規に計上したい事業費（見込み額 14,971千円）

【令和8年度】 都市計画手続きに必要となる都市計画図書作成（委託費）

（※令和7年度末を目途に地元調整等を終え、都市計画変更の見通しが立った地区）

⇒ 新規に計上したい事業費（見込み額 14,751千円）

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和6年4月11日

案件名	学校体育施設開放事業における学校屋内運動場空調設備の使用について						
所 管	市民	局区		部	スポーツ推進課	担当者	内線

事案概要

学校屋内運動場については市内6校について空調設備を設置しているが、現在、学校体育施設開放事業での使用の際には使用を認めていない。しかしながら、空調設備を設置している学校の運営委員会から連名で今夏からの空調設備の使用を認めるよう要望があることや近年の猛暑の状況下においては熱中症のリスクを軽減するため、空調設備を活用し、よりよいスポーツ環境を整える必要があることから、令和6年度から夏季の空調設備の使用を有償で認めるもの。

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設開放事業で学校屋内運動場空調設備について、令和6年夏季より使用料を徴収する前提で使用を認めること 使用目的を踏まえ、空調設備の使用は夏季(5~10月)とすること 関係条例改正議案及び補正予算案を本年6月定例会議に提出すること 屋内・屋外運動場の受益者負担の在り方についても令和8年度からの導入を目途に検討すること 今後の空調設備の設置増への対応として、プリペイドカード等を活用した使用料徴収方法を検討すること
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	近年の猛暑の状況では夏季の学校屋内運動場の使用が困難な状況であるが、空調設備の使用を認めることにより熱中症のリスクを軽減し、よりよいスポーツ環境を提供することができる。				
	効果測定指標	学校夏季休業中の屋内運動場使用率			施策番号	31
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標	使用可能日の50%以上の使用	同左			

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール							
実施内容	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
	庁内調整 ↓ 議会 ↓ 使用 ↓ 料金徴収						

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(費)		3,035	4,930	4,930	4,930	4,930	4,930	4,930
うち任意分		0	0	0	0	0	0	0
特財	国、県支出金	0	0	0	0	0	0	0
	地方債	0	0	0	0	0	0	0
	その他	2,981	4,930	4,930	4,930	4,930	4,930	4,930
一般財源		54	0	0	0	0	0	0
うち任意分		0	0	0	0	0	0	0
捻出する財源※2		0	0	0	0	0	0	0
一般財源拠出見込額		2,981	4,930	4,930	4,930	4,930	4,930	4,930
元利償還金(交付税措置分を除く)		0	0	0	0	0	0	0
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税收効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	○								
	10	11	12	13	14	15	16	17	

日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和6年6月	定例会議	報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会	調整中

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
関係課長打合せ(R6.1.23)	受益者負担の考え方、料金設定、スケジュール
関係課長打合せ(R6.2.13,3.15)	料金設定、使用料充当先、地域団体の利用等について整理(教育総務室、学務課、学校教育課、学校施設課)
政策課	意思決定の方法、進め方について
財政課	補正予算について
経営監理課	料金の徴収方法について
総務法制課	条例改正について
危機管理課	財産の所管替について

備考	

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論

(3/22)

【受益者負担対象経費について】

○(総務法制課長)受益者負担対象経費のうち、電気代は空調設備に係るものだけを対象とする認識でよいか。
→(スポーツ推進課長)そのとおりである。

【滞納及び納付時期について】

○(総務法制課長)使用料は当面の間後納とのことだが、支払いが滞った場合にはどのような対応をするのか。
→(スポーツ推進課長)期限までに納付されない場合には督促を行い、督促にも応じない場合には施設の使用中止などを想定している。
○(総務法制課長)支払いが滞った場合には非強制徴収債権に当たる可能性も想定されるため、本事業について、税制・債権対策課に情報提供をお願いしたい。
○(政策課長)税制・債権対策課への情報提供について資料上に追記願いたい。
○(経営監理課長)当面の間は後納とのことだが、使用料を後納としているものはあまりないため、前納となる仕組みを検討してもらいたい。
→(スポーツ推進課長)プリペイドカード等を活用した前納での徴収方法を検討する予定であり、導入する場合には別途庁議に付議する考えである。

【議会への提案時期・補正手続きについて】

○(総務法制課長)このような時期に議会提案する理由はどのような説明をするのか。
→(スポーツ推進課長)今夏も猛暑が想定される中、早期使用開始が必要だと考え、この時期に提案するものである。
○(財政課長)6月補正予算は先行議決を想定しているか。
→(スポーツ推進課長)通常の補正予算手続きを想定している。議会で承認をいただいた後、すぐにキーボックスの購入手続きを行い、7月の夏休み期間開始前に設置を間に合わせたいと考えている。

【会計年度任用職員の配置について】

○(人事・給与課総括副主幹)会計年度任用職員の配置は、料金徴収に係る事務補助員を想定しているか。
→(スポーツ推進課長)各団体の使用料等を集計し、納付書を送付するまでの事務を想定している。どの程度の事務量になるのかわからないため、令和6年度中は課内職員で対応し、事務量等を鑑み令和7年度以降に検討したいと考えている。
○(政策課長)今後、会計年度任用職員の経費がかかる場合には、次回料金見直しの際にも経費を見込む必要がある。

【その他】

○(総務法制課長)今後、空調設備設置を予定する16校分の条例改正についても、スケジュールに示した方がよい。
→(スポーツ推進課長)スケジュールに追記する。

<原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。>

学校体育施設開放事業における 学校屋内運動場空調設備の使用について

審議事項

- 1 使用に係る受益者負担について
- 2 使用料金について
- 3 スケジュールについて

令和6年4月

市民局 スポーツ推進課

空調設備設置の経過

災害時における避難生活の3密対策として、分散避難を促すために、試験的に避難所となる屋内運動場に空調設備を整備したもの(令和3年度)

避難所運営及び学校活動において使用することとし、学校体育施設開放の際は当面の間、使用しないこととしている。

空調設備の所管は危機管理局(今後、教育財産とすることで調整済み)

空調設備設置校

区	学校名	
緑区	旭小学校	<ul style="list-style-type: none">● 災害時に備えて、燃料は電気ではなく、LPガスボンベとしている● 設置するLPガスボンベ18本のうち、9本分の燃料を常に確保(72時間連続運転が可能であるため)
	中野中学校	
中央区	田名小学校	
	大野北中学校	
南区	鶴園小学校	
	相陽中学校	

1 学校屋内運動場の空調設備の現状

避難所及び学校活動では使用基準を定めて運用

< 夏季 >

空調実施判定要件	WBGT:25 以上となった場合
温度設定	室内温度が28 以下となるよう調整
運転時間	避難所:避難所等が開設している間 学校活動:原則として午前8時30分～午後5時

< 冬季 >

空調実施判定要件	室内温度が17 以下となった場合
温度設定	室内温度が17 以上となるよう調整
運転時間	避難所:避難所等が開設している間 学校活動:原則として午前8時30分～午後5時

2 学校屋内運動場空調機の使用について

学校体育施設の使用状況

< 設置校における学校体育施設開放登録団体 >

区	学校名	登録団体	
緑区	旭小学校	14団体	バレーボール、バスケットボール、ドッチボール、卓球、剣道等
	中野中学校	12団体	空手、バドミントン、バスケットボール、剣道、体操、よさこい等
中央区	田名小学校	12団体	バレーボール、バスケットボール、鼓笛、剣道等
	大野北中学校	13団体	バスケットボール、バドミントン、柔道、空手等
南区	鶴園小学校	10団体	バドミントン、バレーボール、剣道、ミニバスケット、サッカー等
	相陽中学校	15団体	バレーボール、バスケットボール、バスケットボール等
計	6校	76団体	

< その他団体 >

学校運営上の一環として学校長が使用許可する団体(自治会等)

避難所及び学校活動の使用基準により使用する(=無償)

使用が想定される夏季(6~9月)及び冬季(12月~3月)の昨年度の使用実績は6校で計18回(1校当たり3回)

2 学校屋内運動場空調機の使用について

学校体育施設開放使用団体使用検討までの経過

従前より、夏場の空調機の使用について、各団体より運営委員会へ要望あり



令和6年2月
市へ、空調機が設置されている学校の運営委員会より要望書の提出



要望内容

- ・ 昨今の猛暑下では、夏季には熱中症のリスクが著しく高くなるため、空調設備が設置されている学校屋内運動場については、今夏から開放団体への使用を認めること



受益者負担を前提として、学校体育施設開放団体の使用について検討

使用の可否 について

- 近年猛暑が恒常化しており、スポーツする環境を整える意味においても設置されている空調機は活用すべき
- 使用基準を定めれば使用は可能と設置時に整理
- 使用可能期間は近年の猛暑状況を踏まえ、5月～10月までが妥当

受益者負担 について

- 受益者負担を求めることについて、法令の規定等により禁じられていない
- 利用した分のLPガス及び電気料金が必要となる
- 団体によって空調機の利用を判断できる

空調の使用 について

- **使用可能期間は5月から10月までの間とする**
- **使用基準を作成し団体へ周知**
- **使用に対して**使用料(受益者負担)を徴収

令和6年度は7月中から使用開始予定

受益者負担の対象とする経費について

対 象

LPガス

電気

設備の点検委託費

対象外

設備の維持管理に係る職員の人件費

直営での維持管理は基本的には行っていないため、使用料の算定にあたっては対象外とする。

受益者負担の割合について

- ・空調については、使用の是非を団体が主体的に判断できる性質
- ・屋内運動場は閉鎖可能な空間であり、利用団体のみが便益を享受できる性質



原則として100%

3 学校屋内運動場空調設備の受益者負担について

空調設備の使用料金について(実績)

<光熱費>

1時間当たり

	6～9月平均
令和4年度	917円
令和5年度	849円
平均	883円 (A)

各学校の
使用料金/使用時間
の平均

<設備の点検委託費>

約17.5万円/年(税込)

年間運転時間を約2,400h/年(夏5ヵ月、冬4ヵ月)として算出 72円/時間 (B)



$$(A) + (B) = \text{約}955\text{円} / \text{時間}$$

今後の屋内運動場空調設備設置に向けた動きについて

- ・令和6年度に6校、令和7年度に10校に空調設備設置について、決定会議にて承認(令和6年1月11日)
- ・熱源については、ガスヒートポンプ式(LPガス)

近隣市町村の状況

- 町田市:全校設置済み
令和4年6月から電気代として
300円/時間(町田市立学校施設の開放に関する条例)
- 横浜市:設置約50校/506校中
令和3年頃から
500円~600円程度/時間(学校ごとに金額を設定)
- 川崎市:設置6校/170校中
開放団体は使用不可

3 学校屋内運動場空調設備の受益者負担について

使用料金(案)

950円 / 時間

- ・過去2年間の夏季の空調設備使用に係るLPガス使用料及び電気代の平均実績
- ・受益者負担の割合100%

参考：最大運転時間における料金収入想定

	小学校	中学校	計
	夏季(1,160h)	夏季(570h)	-
950円	約110万円/校	約54万円/校	-
計	約330万円/3校	約163万円/3校	約493万円

最大運転時間：夏季(5～10月)、期間中、使用可能時間(5、10月は半月の利用を想定)
令和6年度は7月中から使用開始予定のため、約298万円を見込む

学校屋内運動場空調設備の受益者負担について

- 学校体育施設開放事業で空調設備を利用した場合には**使用料を徴収する**
(光熱費(LPGガス及び電気料金)、設備の点検委託費の実費相当分)
- 空調設備スイッチボックスの鍵の管理等、詳細は使用基準に定める
- 学校体育施設開放事業における受益者負担のあり方についても、令和8年度の実施に向け継続して検討する(空調の使用は選択性が高いため、施設自体の使用料を徴収する場合にも付帯設備の使用料として別に徴収する前提)

学校屋内運動場空調設備使用料について

- 空調設備使用料は**1時間950円**とする。燃料費の大幅な高騰など、料金を変更すべき要因が発生した際には見直しを検討する。
- 使用料は当分の間後納()とし、使用可能期間(5~10月)終了後に一括して徴収する。滞納への対応、債権の移管等については債権対策課に情報提供済み。
- 使用料の徴収は市民局(スポーツ推進課)で行い、「小学校維持管理費及び中学校維持管理費」の学校施設の光熱水費に充当する

現設備には使用料の納付状況に応じて使用時間を制御する機能がなく、使用料を支払った時間以上の使用も可能な状況であり、その場合には追加での請求も必要。また、気候の状況で使用しない可能性もありその場合には還付の対応も必要であり、事務が非常に煩雑になる可能性がある。これらを勘案し、実際の使用時間に応じて料金を計算し、事後の納付とするもの。

条例等の提案時期について

- 空調機が設置されている運営委員会から今夏からの使用開始を強く要望されたことから、令和6年6月定例会議に条例改正及び補正予算案を提案する

今後の対応について

- 今後の設置増への対応に必要であることから、プリペイドカード等を活用した使用料徴収方法を検討する（庁議等により別途意思決定の手続を行う）
- 設置増に伴い、事務負担が増加することが見込まれる場合、会計年度任用職員の配置を求める可能性がある

対応によりスマートキーボックスの購入費用又は別の手段に必要な費用が必要となる

	令和5年度	令和6年度			
月	3	4 ~ 6	7 ~ 9	10 ~ 12	1 ~ 3
空調設備	庁議（調整会議） 使用基準（案）の作成	庁議（決定会議） 部会（4月） 設置校の登録団体に方向性を説明（4月） 教育委員協議会（4月） 教育委員会定例会（5月） 6月定例会議にて条例改正、補正予算案を提案	スマートキー ボックスの設置 設置済みの6校 で使用開始（7月）	納付書送付	増設校に係る条例改正（3月）
学校体育施設	学校体育施設開放事業における受益者負担について「学校体育施設開放事業の在り方検討会」で検討				

金銭徴収に関するものであるため、パブリックコメントは対象外

事案調書(決定会議)

審議日 令和6年4月11日

案件名	動物の多頭飼育届出制度の導入について							
所管	健康福祉	局区	保健衛生	部	生活衛生	課	担当者	内線

事案概要

市内でいわゆる「多頭飼育崩壊」が毎年発生し、市が多数の動物を引き取って飼養管理し、動物愛護ボランティアや新たな飼い主に譲渡している。
 そういった不適切な飼育によって生じる問題に対し、ペットの終生飼養、繁殖防止など飼い主への適正飼養に係る指導など、さらなる普及啓発が求められているなか、早期発見・未然防止を目的とした取組の一つとして動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に規定される多くの動物を飼育する場合の届出について「動物の愛護及び管理に関する条例」等を改正し、導入するもの。

審議事項 (庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論)	○「動物の愛護及び管理に関する条例」の改正 多くの動物を飼育する市民等に対する届出義務の導入
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ただし、 庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	○多頭飼育の早期発見、多頭飼育崩壊の未然察知 ○市民への動物愛護精神の醸成、飼養者の適正飼養の普及 ○犬猫の引取頭数の減少					
	効果測定指標	-			施策番号		
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標	/					

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	庁内調整							
	R6.6 ● 6月議会 (民生部会説明) R6.6~ パブリック コメント R6.8 ● 9月議会 (議案審議) 規則改正							
			改正条例等施行					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(衛生費)		88	0	0	0	0	0	0
うち任意分		88	0	0	0	0	0	0
特財								
国、県支出金		0	0	0	0	0	0	0
地方債		0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源		88	0	0	0	0	0	0
うち任意分		88	0	0	0	0	0	0
捻出する財源※2		0	0	0	0	0	0	0
一般財源抛出現込額		△ 88	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税收効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

								
		○						
								
	○							

日程等
調整事項

条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供	
パブリックコメント		時期		議会への情報提供	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
総務法制課	条例改正の内容・部会報告・スケジュールについて
政策課	事業内容、パブリックコメントの実施等について
福祉関係部局	動物の多頭飼育対策等連絡調整会議による情報共有と事務連絡による意見照会 ※構成部署：市民協働推進課、地域包括ケア推進課、高齢・障害者相談課(緑、津久井、中央、南)、子育て支援センター(緑、中央、南)、児童相談所相談支援課、生活福祉課、生活支援課(緑、中央、南)
関係課長打合せ会議	令和6年2月2日 動物の多頭飼育届出制度の導入について 出席課：政策課、総務法制課、人事・給与課、健康福祉総務室
動物の多頭飼育に係る届出に関する検討委員会	令和5年8月15日～令和6年1月16日(全3回) 届出制度の導入及びその規定事項について検討・答申 委員：麻布大学、市獣医師会、動物愛護団体、自治会連合会、社会福祉協議会、公募市民等

備考

--	--

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (3/5)

【導入効果について】

○(人事・給与課長)他自治体において、届出制度の導入により多頭飼育崩壊件数の減少や抑止効果があったというデータはあるか。
→(生活衛生課長)他自治体に照会したところ、届出制度により明確に減少したというデータはないが、不適正飼養の早期発見につながった、根拠ができたことにより不妊去勢手術の助言・指導がしやすくなった、市民目線でも市への相談や通報がしやすくなったという回答があった。
→(人事・給与課長)本当に必要な方からの届出については、社会から孤立してしまっているなどの理由により、得られにくい状況があるか。
→(健康福祉総務室長)そういったケースについて早期発見に繋げるため、福祉分野の関係課による連絡調整会議を開催しており、複合的な課題の一つとしてとらえ、情報交換を行っている。
→(人事・給与課長)導入後の対応にケアマネやケースワーカーとの連携の記載があるが、実際に飼育崩壊してしまうケースとして、生保のケースは多いのか。
→(生活衛生課長)生保のケースは多く、連携して取り組んだ実績もある。
○(財政課長)届出制度を導入することで、責任をもって飼養いただくことを効果として期待しているのか。
→(生活衛生課長)そのとおりである。届出いただいた際に指導・啓発していく。
→(健康福祉総務室長)市として指導・助言する根拠を持てることが大きいと考えている。
○(財政課長)届出制度を導入した自治体で、一時保護施設の収容数が減っているなど、数の推移から因果関係は見られたか。
→(生活衛生課長)届出制度導入前後で、収容頭数が減少したという事実や、因果関係は特に見られなかったが、前述したとおり導入することによる効果はあると考えている。

【頭数について】

○(観光・シティプロモーション推進課担当課長)6頭以上を対象としているが、多頭飼育の基準が6頭ということか。
→(生活衛生課長)国の通知では、犬猫を10頭以上飼っている状況を多頭、飼育状況によっては、それより少ない頭数でも多頭とみなすとされている。多くの自治体が合計10頭で導入しているが、それにより多頭飼育崩壊がなくなった状況はなく、委員会においても、より少ない頭数で規制した方がよいという意見があり6頭とした。
→(健康福祉総務室長)犬と猫を合計で考えることはわかりづらいという意見もあった。
○(政策課長)神奈川県条例は、横浜市、川崎市、相模原市には適用されないとのことだが、例えば、犬5頭、猫5頭の場合は、本市条例案においては届出の必要がなく、県条例には違反している形になる。条例上除かれているとはいえ、同じ神奈川圏域でありながら、あえて要件を変えるのであれば、十分な理由が必要と考える。
→(生活衛生課長)委員会での意見の中で、合計ではわかりづらいことや、それぞれで繁殖することなどから、6頭以上とした。
→(総務法制課長)理由として弱いと考える。議会で説明するに当たっては、例えば、猫69匹の緊急譲渡会を例にとり、特に猫の繁殖を課題だと考えていて、県条例では猫6匹では対象とならず、より丁寧に届出を行っていただくための規定としたなど、本市ならではの課題に絡めた理由が必要と考える。

【罰則規定について】

○(観光・シティプロモーション推進課担当課長)罰則規定について、申請後に頭数が増えたような場合に、変更届を忘れてしまった際も対象になるのか。
→(生活衛生課長)届出対象となっているものについて届出されない場合には、まず、探知した段階で指導をし、次に勧告をし、それから罰則の適用を検討するという流れである。
○(総務法制課)罰則を設けている他の自治体において、適用した実績があるか。また、勧告をしてから罰則を適用するとのことであるが、プロセスや期間についての想定はあるか。
→(生活衛生課長)他自治体への照会の中では、罰則を適用した自治体はなかった。市の動物愛護条例には、すでに不適正な飼養があった場合の罰則規定があり、指導のプロセスとしては、まず立入検査し、指導、勧告、命令をして、それでも従わない場合に罰則を適用することとしており、届出制度についても、同様の仕組みと考えている。具体的にどの程度の期間で適用するかについては、本市においても今まで罰則を適用した事例がないため、実際に発生した際に検討する。

【助成について】

○(人事・給与課長)繁殖力を考えると、不妊去勢手術は重要だと考えるが、助成制度はあるのか。
→(生活衛生課長)人と猫との共生社会支援サポーターの方を対象に、野良猫に対する助成制度があるが、多頭飼育崩壊の恐れがあると判断した場合も当該制度が適用される。

庁議におけるこれまでの議論

【人工・事業費について】

○(観光・シティプロモーション推進課担当課長)届出制度の導入により、把握できていなかったものが把握できるようになり、見回りの強化といった負担も増えると思うが、今の人員で対応可能なのか。

→(生活衛生課長)届出制度の導入により増加する事務作業や立ち入り調査も含めて人工を計算し、可能と考えている。

○(財政課長)令和7年度以降も事業費は今までと変わらないということによいか。

→(生活衛生課長)届出制度を導入することそのものによる経費は、周知に係る費用のみである。

【届出後の対応について】

○(政策課長)届出後は、どのような流れになるのか。

→(生活衛生課長)届出いただいた際に、現地確認や聞き取りにより飼育状況を確認し、多頭飼育崩壊のリスクを感じる場合などは定期的に確認を行う。特に問題が見られないのであれば継続的に確認することはしない。

○(政策課長)条例化後の届出の情報共有等は、連絡調整会議によるのか。相談支援包括化推進員を配置しているが、連携はしないのか。

→(健康福祉総務室長)連絡調整会議において、届出を受け、聞き取りや現地確認により生活状況に不安があるようなケースについて情報提供することで、相談支援包括化推進員を含め関係課に共有され、様々な福祉的な支援につなげていけるものとする。

→(政策課長)多頭飼育はキャッチアップしやすい事柄であるため、届出制度導入後の対応における関係者からの探知・届出促進として記載されているケアマネ、ケースワーカー、民生委員、近隣住民に加え、相談支援包括化推進員を加えるべきとする。

→(健康福祉総務室長)修正する。

動物の多頭飼育届出制度の導入について

健康福祉局 保健衛生部
生活衛生課

動物の多頭飼育における問題点と本市の状況について

多頭飼育における問題とは多数の動物を飼育するなかで適切な飼育管理ができないことにより以下のいずれか、もしくは複数に影響が生じている状況（環境省：人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインより）

①飼い主の生活状況の悪化

動物の糞尿堆積などによる衛生状況の悪化
飼育コスト増大による衣食住の悪化

いわゆる多頭飼育崩壊

②動物の状態の悪化

感染症のまん延、十分な食事ができていないネグレクト

③周辺的生活環境の悪化

悪臭や騒音、衛生動物の発生

本市のいわゆる多頭飼育崩壊件数

年度	件数	対象頭数(計)	市の引取り頭数
平成31年度	4件	猫63頭	猫44頭
令和2年度	2件	猫123頭、犬3頭	0頭
令和3年度	2件	猫35頭	猫16頭
令和4年度	4件	猫91頭	猫69頭
令和5年度 (12月末)	1件	猫70頭	猫51頭

※ 「対象頭数(飼養頭数)」と「引取り頭数」が一致しないのは、ボランティアによる引取り、又は飼養者が飼養環境を改善し、不妊去勢手術をした後に継続飼養している事例があるため。

多頭飼育崩壊における対応（R5事案）

○概要

近隣住民からの通報により、大規模な猫の多頭飼育崩壊を探知。

飼い主による所有権放棄を踏まえ、一部の猫を動物愛護団体が直接引取り、その他の猫を市が引き取ったものの、市の「猫の一時保護施設」では収容しきれず、動物愛護の観点からも早急な解決を図る必要があることから、69頭の猫について緊急譲渡会を実施した。

飼い主への対応

- ・引取りの対応(捕獲・搬送)
- ・不適切な飼養への指導
- ※継続指導中

関係団体との対応

- ・動物愛護団体
(猫の一部引取り、市への助言・補助)
- ・獣医師会
(動物病院での獣医療措置、預かり)
- ・麻布大学
(不妊去勢手術、学生による預かり)

引き取った猫の対応

- ・飼養管理(エサ、トイレ)
- ・獣医療措置
(不妊去勢手術、マイクロチップ装着、ワクチン接種、猫風邪などの体調不良)

緊急譲渡会

- ・会場への猫の搬送
- ・協力ボランティアとの調整
- ・運営
- ・新たな飼い主へのお届け

本市の動物愛護行政の取組

視点	適正飼養の普及・啓発・指導	動物の適正な収容・譲渡	動物愛護精神の醸成
施策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所有明示の推進 ・ 動物取扱業者の適正化 ・ 人と動物の共通感染症への取組 ・ 実験動物、産業動物の適正な取扱いの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の返還譲渡の推進 ・ 動物引取り数減少への取組 ・ 動物による危害や迷惑の防止 ・ 災害対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護に関する普及啓発 ・ 人材育成 ・ 遺棄、虐待防止の取組
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 犬のしつけ方教室 ・ 猫の適正飼養ガイドラインの普及促進 ・ 動物取扱業者への監視・指導 ・ 犬の登録、狂犬病予防注射の啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 猫の相談会、譲渡面接会の実施 ・ “地域猫活動”の支援 ・ 猫の不妊去勢手術の普及啓発 ・ 猫の一時保護施設の整備 ・ 一時預かりボランティア制度 ・ 収容動物の獣医療措置委託 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 動物愛護キャンペーン ・ ボランティア等との協働 ・ SNS等を用いた情報発信
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>市内の飼育状況を把握できておらず、多頭飼育崩壊を未然に防ぐことが難しい。</u> ● 社会的支援が必要な事例があるため、福祉分野との更なる連携が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>神奈川県動物愛護センターやボランティアの収容能力に余力がなく措置依頼できない。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民共通の理解の形成にまでは至っていない。 ● 動物を飼っていない市民等への啓発が十分でない。

今の後のポイント

- ・ 引取り動物の適正な収容体制を構築するとともに「殺処分ゼロ」を目指し返還・譲渡を推進
- ・ 終生飼養、繁殖防止など飼い主への指導や普及啓発の強化
- ・ 動物を飼っていない人にも世代や地域による偏りのない動物愛護に対する理解の普及
- ・ 自治体間や市内組織との連携、市民や関係者間の協働関係の構築及び基盤強化

※赤字は令和5年度に開始した取組

相模原市総合計画推進プログラム 施策16

基幹事業名称		事業内容			
動物愛護管理事業		犬・猫等動物に係る市民の生活環境問題の解決及び動物愛護精神の醸成に取り組み、人と動物との共生社会の実現を図る。			
		事業内容		事業想定	
		令和4年度(実績)	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		〇適正飼養の普及、啓発、指導の実施 〇動物の収容、譲渡の実施 〇動物愛護センター機能の検討	(新)猫の一時保護施設の整備	(新)多頭飼育届出制度の検討	
関連施策					
	目標	猫の一時保護施設の運用開始	多頭飼育届出制度の条例化	多頭飼育届出制度の運用開始	

多頭飼育届出制度導入の目的

- 〇多頭飼育の早期把握、多頭飼育崩壊の察知・未然防止
- 〇飼養者の適正飼養の普及啓発
- 〇犬猫の引取頭数の削減

行政による飼養動物の管理体制の全体像

飼養動物の適正管理を安定的に実施するためには、上流(引取り頭数を減らすこと)から下流(円滑な譲渡につなげること)までの取組を一体的に実施することが重要となる。

適正飼養の指導

引取り・収容・飼養管理

譲渡活動

<現状の制度・取組>

	犬	猫
所有者の明示	マイクロチップの装着義務化（令和4年6月～） ※販売される場合に限る	
飼育状況の把握	狂犬病予防法に基づく登録制度 ※不妊去勢の有無は、登録事項にない	登録制度無し

犬の一時抑留施設

猫の一時保護施設
(R5.10～)

機能補完

猫の一時預かりボランティア
(R5.10～)

ボランティア
団体との協働

譲渡会

動物愛護
キャンペーン

近年の課題

- ・飼い主の不適切な飼養管理による繁殖が問題となっている。
- ・1件の多頭飼育崩壊事例によって、行政の収容施設の能力を超えてしまう。
- ・収容から譲渡までに要する事務・費用負担が膨大となる。

課題への対応

動物の多頭飼育届出制度を創設することで、市内の多頭飼育の状況を行政が早期に把握し、多頭飼育崩壊の察知・未然防止に取り組むもの。



【出典】環境省パンフレット「捨てず 増やさず 飼うなら一生」

これまでの検討経過（1）

○附属機関(動物の多頭飼育に係る届出に関する検討委員会)

による検討(諮問・答申)

- ・令和5年8月～令和6年1月開催(全3回開催:8/15、10/26、1/16)
- ・第1回に諮問、第3回で答申
- ・委員構成:麻布大学、市獣医師会、動物愛護団体、自治会連合会、社会福祉協議会、公募市民等(9名)

主な答申の内容

○「動物の愛護及び管理に関する条例」を改正し、届出制度を規定

○猫6頭以上又は犬6頭以上を飼育する市民等が届出対象

○罰則規定あり(5万円以下の過料)

これまでの検討経過（2）

○庁内連携会議(動物の多頭飼育対策等連絡調整会議)

- ・令和5年12月27日開催:担当者の情報共有・制度説明
- ・会議後に所属長あて事務連絡にて意見照会

構成課、機関:

市民協働推進課、地域包括ケア推進課、高齢・障害者相談課(緑、津久井、中央、南)、子育て支援センター(緑、中央、南)、児童相談所相談支援課、生活福祉課、生活支援課(緑、中央、南)、生活衛生課

照会結果

導入についての特段の意見なし

○関係課長打合せ会議

令和6年2月2日開催

構成課:政策課、総務法制課、人事・給与課、健康福祉総務室

届出制度導入の考え方

動物の愛護及び管理に関する法律
第9条

地方公共団体は、～(略)～**条例**で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者～(略)～、多数の動物の飼養及び保管に係る**届出をさせること**その他の必要な措置を講ずることができる。

相模原市動物の愛護及び管理に関する条例

- ・目的
- ・飼い主の遵守事項
- ・勧告、命令、立入検査
- ・罰則規定 など

届出制度
(条例改正により新設)

○導入自治体の分類

分類	自治体 (都道府県、指定都市、中核市)	備考
条例	24自治体(神奈川県、埼玉県、千葉県等)	動物の愛護関連条例
要綱(内規)	1自治体(福岡市)	
その他	17自治体(大阪市、堺市等)	府県の条例の適用を受ける ※本市は県の適用は受けない。

条例等の主な規定内容

項目	内容	理由(検討委員会意見)
対象動物	犬又は猫	市内、他自治体における多頭飼育崩壊事例や苦情事例は、概ね犬又は猫が占める。
対象頭数	犬6頭以上(ただし、生後91日未満を除く) 又は 猫6頭以上	<ul style="list-style-type: none"> ・一対から産まれる頭数が4頭程度であることから意図しない繁殖があった場合を想定する。 ・犬は狂犬病予防法で生後91日以上が登録義務となり、かつ、捨て猫のような幼齢による問題が少ないことから犬は生後91日未満を除く。 ・他自治体で定めている犬と猫を合計で考えるのはわかりづらい。
罰則規定	未届出又は虚偽の届出に対する「5万円以下の過料」	社会問題となっている多頭飼育崩壊などを未然に防ぐため抑止効果になる。
届出事項	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い主の住所、氏名 ・飼育施設の場所 ・動物の数、性別、不妊去勢手術の有無 ・飼養又は保管の方法 	飼い主の情報及び頭数の増加に影響を及ぼす情報を届出事項とする。

条例等の主な規定内容

項目	内容	理由(検討委員会意見)
適用除外規定	<p>以下の場合には適用除外とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業 ・動物病院 ・化製場法第9条の飼養施設 ・実験動物 ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項に掲げる場合(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに他法令で把握している事例(動物取扱業、化製場法の飼養施設、動物病院)を除く。 ・厳格に管理され、苦情や多頭飼育崩壊の発生が想定されない事例(警察犬、国または地方公共団体)を除く。
変更や廃止に係る規定	<p>届出事項に変更が生じた場合、市外転居など届出対象でなくなった場合の変更又は廃止の届出について規定する。</p> <p>また、軽微な変更は届出不要とする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※軽微な変更は以下を想定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物の頭数の減少 ・動物の少規模な頭数増加(30%程度) ・不妊去勢手術の実施の有無 </div>
附則	<p>経過措置: 施行日に届出対象となる者に対し、施行日からの届出義務を規定。</p> <p>施行前準備: 公布から施行までにあらかじめ届出ができるよう規定。</p>	

※1 営利を目的とせず動物を取扱う業のうち、国や地方公共団体がその業務のため動物を取扱う場合は届出不要として12事例規定されている。

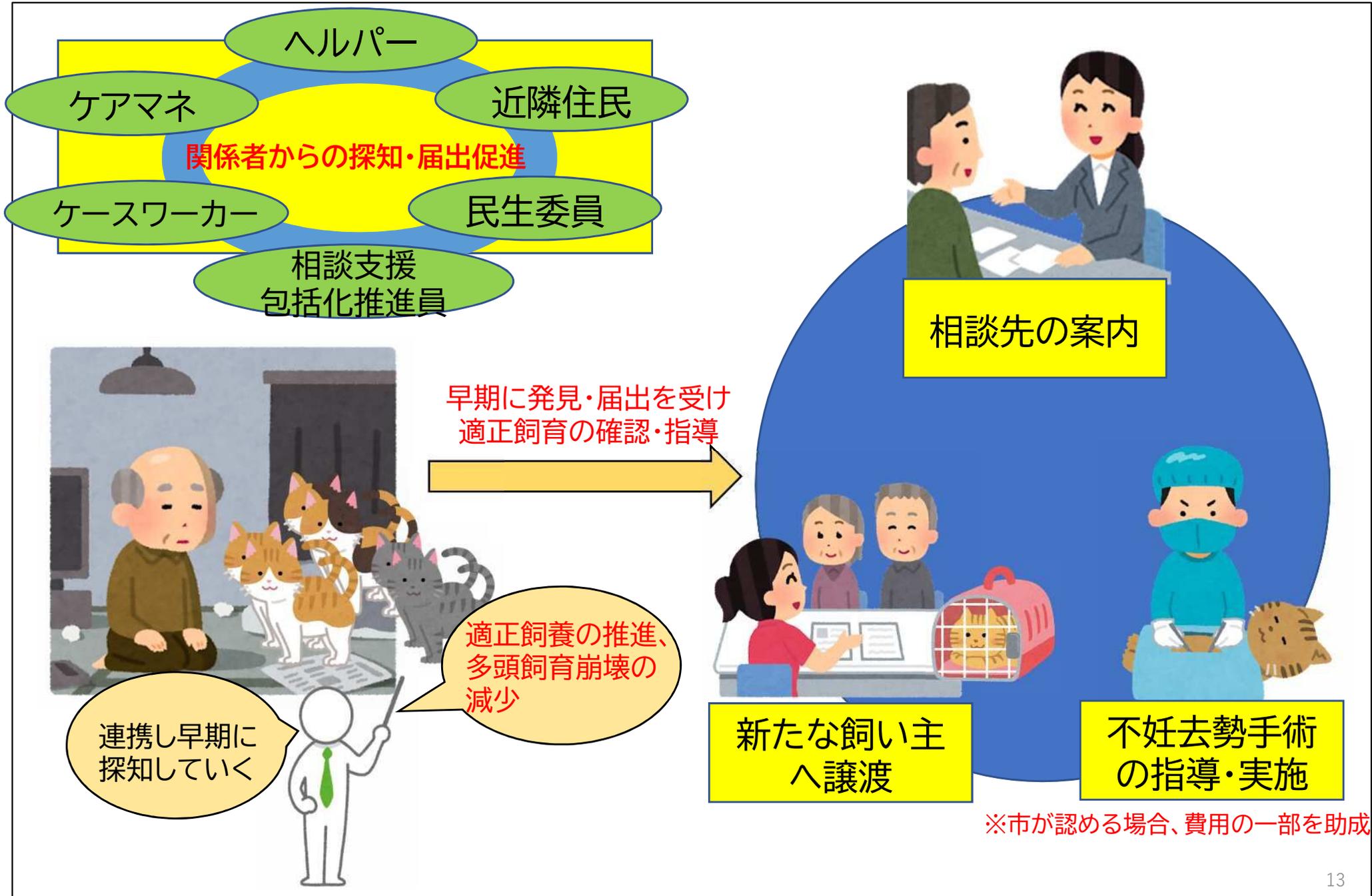
(例)

- ・警察犬
- ・麻薬探知犬
- ・災害救助犬
- ・動物愛護管理センターの収容される犬猫

<他自治体における多頭飼育届出制度の条例等 (R5.6.30時点) >

		規定頭数	罰則(無届又は虚偽届出)	開始時期			規定頭数	罰則(無届又は虚偽届出)	開始時期
府県 (12)	茨城県	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	H18.6.1	指定都市 (6)	札幌市	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	H28.10.1
	埼玉県	犬、猫 計10頭以上	3万円以下の過料	H26.10.1		さいたま市	犬、猫 計10頭以上	3万円以下の過料	H26.7.9
	千葉県	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	H27.4.1		新潟市	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	H25.3.1
	神奈川県	犬、猫 計10頭以上	なし	R1.10.1		名古屋市	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	R2.10.1
	山梨県	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	H15.4.1		京都市	犬:5頭以上 または犬、猫 計10頭以上	1万円以下の過料	H27.7.1
	長野県	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	H21.3.1		福岡市	犬:5頭以上 または犬、猫計 10頭以上	なし ※要綱による規定	H30.10.1
	岐阜県	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	R3.7.1	中核市 (7)	旭川市	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	R3.4.1
	石川県	犬、猫 計6頭以上	5万円以下の過料	R4.4.1		水戸市	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	R2.4.1
	滋賀県	犬、猫 計10頭以上	なし	H21.4.1		船橋市	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	R3.7.1
	大阪府	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	H26.7.1		甲府市	犬、猫 計10頭以上	5万円以下の過料	H31.4.1
	佐賀県	犬、猫 計6頭以上	5万円以下の過料	H20.7.1		長崎市	犬、猫 計10頭以上	なし	R4.7.1
	長崎県	犬、猫 計10頭以上	なし	R5.4.1		宮崎市	犬、猫 計10頭以上	3万円以下の過料	R4.6.1
					鹿児島市	猫:10頭以上	なし	R2.6.1	

届出制度導入後の対応



制度導入による影響

○想定される届出件数と人工

・届出件数

	令和7年度 (初年度)	令和8年度 (次年度)	令和9年度 (次々年度)
想定件数	150件	10件	10件

※犬は、狂犬病予防法における登録台帳から約60名が届出対象(R5.12現在)。

※想定件数は、先行自治体への照会結果及び民間の調査結果から試算。

・人工

導入初年度に0.2人工を想定している。

事務内容

届出受理、書類確認・聞き取り、データ入力(台帳管理)、起案・決裁、
必要に応じて(現場確認、報告書作成)

○経費

制度周知のため、ポスター作成
R6予算:88千円(需用費)

その他制度周知方法

犬の狂犬病予防注射案内に、チラシを同封:3月、約4万頭

・公共施設等に加え、自治会、動物病院、動物用
フード販売店(ホームセンター等)へチラシを配架
・市ホームページ、SNSによる周知 等

スケジュール

パブコメ以外の
市民からの意見募集

6月	市議会6月定例会議民生部会
6月 ～ 7月	パブリックコメント
8月	改正条例案を市議会へ上程
10月	改正条例公布
10月～	改正規則公布・市民への周知
令和7年4月	改正条例(規則)施行 (多頭飼育届出制度の開始)

市民への周知

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和6年4月11日

案件名	衛生研究所再整備基本方針の策定について						
所 管	健康福祉	局区	保健衛生	部	衛生研究所	課 担当者	内線

事案概要

衛生研究所は建物の老朽化(築50年経過)や検査室の狭隘化・機能不足という課題があり、相模原市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラムにおいても長寿命改修も含めた再整備を検討する施設とされている。更に、新型コロナの対応を踏まえ地域保健法が改正され、地方衛生研究所の設置とその機能強化が指定都市に義務付けられたところである。こうした背景を踏まえ、衛生研究所の再整備に向けた取組を早急に推進する必要があることから、施設のあるべき姿と再整備に向けた方向性を定めることを目的として再整備基本方針を策定するもの
また、今後は、基本方針に基づき、基本構想・基本計画の検討・策定に向けた取組を行うもの

審議事項 庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	<ul style="list-style-type: none"> 衛生研究所再整備基本方針の策定について 今後の取組について
審議結果 (政策課記入)	○継続審議とする。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	建物の老朽化や検査室の狭隘化・機能不足を抱える衛生研究所の再整備を行うことで、健康危機管理体制に必要な不可欠な試験検査体制の確保を図り、保健衛生体制の充実に寄与する。		
	効果測定指標	—	施策番号	16
		R6	R7~	
	事業効果 年度目標	再整備基本構想の検討・策定		再整備基本計画の検討・策定

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール				
実施内容		R6	R7~	
	再整備基本方針策定	再整備基本構想庁内検討 (庁内WG) 【主な検討項目】 再整備時期 (市役所本庁舎周辺のあり方検討との整合) 配置場所 (他施設の複合化や敷地の共用の可能性) 整備方針 (施設の耐用年数や更新サイクル) 整備手法 (民間活力の導入) 導入機能の整理 (民間委託や環境保全分野の調査等)	再整備基本構想策定	再整備基本計画検討
				再整備基本計画策定
※基本構想の策定には配置場所を決定する必要があるため、策定期間については検討状				

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7~
事業費(衛生費)		0	14,740
うち任意分			
特財			
国、県支出金			※基本計画(案)作成委託料を見込む
地方債			
その他			
一般財源		0	14,740
うち任意分			
捻出する財源※2			
一般財源拠出見込額		0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)			
捻出する財源概要	長寿命化事業費		
税源涵養(事業の税收効果)	なし		

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A	0						
局内で捻出する人工※	B	0	※ 検討状況による					
必要な人工	C=A-B	0						
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○	1	2	3	4	5	6	7	8	9
			○						
	10	11	12	13	14	15	16	17	
		○		○					

日程等 調整事項	条例等の調整		なし	議会提案時期		報道への情報提供	なし
	パブリックコメント	なし	時期		議会への情報提供	資料提供	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課	令和5年5月12日 関係課長打合せ会議 衛生研究所再整備検討の進め方について 庁内ワーキンググループを設置し、衛生研究所再整備基本方針の策定に向けた検討を行う。
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課	担当者ワーキング(R5年度 計6回) 現状と課題、必要な機能と諸室、再整備の基本的な方向性等を検討
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、健康福祉総務室、地域保健課、疾病対策課、生活衛生課、ゼロカーボン推進課、環境保全課	令和5年12月25日 関係課長打合せ会議 衛生研究所再整備基本方針の策定について 庁内WGの検討結果を基に衛生研究所基本方針の策定について、調整会議へ付議する。
政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、健康福祉総務室	令和6年2月22日 関係課長打合せ会議 複合施設の再整備検討の進め方について 現在複合している環境情報センターと犬の一時抑留施設とは、法的な位置付けや取り巻く状況、施設の特性、公共施設マネジメントにおける位置付けも異なることから、切り分けて整理

備考	事業経費については、あくまで基本計画策定に係る委託料を計上
----	-------------------------------

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の
主な議論

(1/22)

【整備場所について】

- (アセットマネジメント推進課長)整備場所は、次の基本構想の段階で決めるのか。
→(健康福祉総務室長)そのとおりである。
- (アセットマネジメント推進課長)アクションプログラムにおける市役所本庁舎周辺の整理とは切り離していくのか。
→(健康福祉総務室長)候補地の最優先事項としては、可能な限り早期に再整備が可能な用地であり、違う地区への移転の可能性もある。
- (財政課長)保健所と近接した方が良いとは、どれ程の優先度か。
→(衛生研究所長)検体の搬入に時間がかかるデメリットがあるが、今回候補地となっている3施設のような車で数十分という距離であれば許容範囲と考える。
- (政策課長)環境情報センターについて、今後の方向性を整理しているのか。
→(衛生研究所長)検討ワーキングの中でも議論を投げかけており、ゼロカーボン推進課で検討を進めている。
→(政策課長)環境情報センターを分離した場合、隣接する駐車場に衛生研究所を建設することが可能か。
→(衛生研究所長)検討したが、技術的に難しいという結論であった。

【複合施設について】

- (人事・給与課長)合築の方向性についてはいつ決めるのか。
→(衛生研究所長)整備場所の特性に応じて検討する必要があるので、整備場所と同時に検討していく。
- (人事・給与課長)合築するかどうかは大きな事項だと思うが、先送りにしてよいのか。
- (健康福祉総務室長)再整備時期、配置場所、合築の方向性といったものは、基本構想の検討ワーキングの中で、先行して検討していく必要があると考えている。
- (アセットマネジメント推進課長)市役所本庁舎周辺の再編については見通しが立っていない状況であり、早期に整備することを優先していく上では、いずれ切り離し考えていく必要があると考えている。
- (財政課長)早期に再整備することを最優先としたい思いは分かるが、周辺施設との兼ね合いがどうしてもでてくるので、衛生研究所単独で方針を決めてよいのか疑問がある。例えば、他の施設と一緒に方向性を決め、そこに集約した施設をすべて解体して売り払うといったような方向性が決まらないと、判断がつかないのではないか。

【衛生研究所の現状について】

- (政策課長)平成18年に整備した際に、起債や国庫補助を活用しているか。活用している場合、20年経過していないが、返還等が生じる可能性はあるか。
→(衛生研究所長)地方債は令和8年3月に償還が終了、国庫補助は備品に活用しており、当該備品の処分制限期間は4年であるため、返還等は不要である。
- (財政課長)衛生研究所の施設で、いま一番切迫しているものは何か。
→(衛生研究所長)微生物安全検査室は、平成18年に整備し、20年が経過しようとしている。20年で更新をかけなければならず、また検査室数、機能も不足している状況であり、再整備を先延ばした場合、検査機能を止めるわけにはいかないため、その部分のコストが新たに掛かる。
→(財政課長)その部分のみ更新し、移転時にその機器を持っていくことは可能か。
→(衛生研究所長)建物に付帯する設備であるため、不可能である。

【決定する事項について】

- (総務法制課長)築50年を経過している施設は他にもあり、基本方針を策定することにより、新規の建物を個別に最低でも15億円をかけて建てるということをごここで決めてしまってもよいのか疑問がある。
- (政策課長)整備手法や整備時期等、現時点では決めきれない事項が資料に詳細に落とし込まれており、このまま承認とすることはできない。
→(アセットマネジメント推進課長)跡地利用の中で整理した上で再提案という方法もあるが、整理には時間を要する。
→(健康福祉総務室長)衛生研究所に必要な機能といったものについては、ここで基本方針として策定し、スタートを切りたいという考えがある。
→(政策課長)この段階で決められる内容を整理いただき、決めたいものと参考とするのみのものを明確化した上で、再度審議することとしたい。

庁議におけるこれまでの議論

<p>調整会議の 主な議論 (3/22)</p>	<p>【現施設の複合施設について】 ○(政策課長)現施設で複合している環境情報センターや犬の一時抑留施設の取扱いは、基本構想の中で検討するのか。 →(衛生研究所長)衛生研究所としてどの未利用市有地を活用するか検討し、その後、整備場所に 応じてどの施設と複合化していくかという順序で整理していく上では、現施設で複合している2施 設の方向性については別に議論するものと考えている。なお、基本構想を策定する段階では、2施 設の方向性についても、ある程度方向性が示されている状況が必要であると認識しており、いずれ の施設も基本構想策定の際には方向性を決められるよう調整を進めている。 →(アセットマネジメント推進課長)現施設に複合されている施設は、法的な位置づけがあって複合 されているものではない。環境情報センターは別に動いており、犬の一時抑留施設は動物愛護事業 と一体的に考えるならば、すでに土地の確保にも動いており、それぞれで検討を進めるのが筋と考 える。 →(政策課長)複合施設がそれぞれで動き、まとまらずに時間がかかるケースが過去にも生じてい るため、全体調整をしっかりと行っていただきたい。 →(観光・シティプロモーション推進課長)現施設から衛生研究所のみ先に出ていくことはあり得る のか。 →(政策課長)ないと考える。 →(観光・シティプロモーション推進課長)他の検討が進んでいない場合、それに引っ張られて動け ない状況となるのか。 →(政策課長)そのため、全体調整が重要となる。</p> <p>【躯体調査結果について】 ○(政策課長)「市役所周辺一般公共建築物躯体健全度調査結果では、RC圧縮強度について、設計 基準強度を満たしていない」という記載があるが、法には抵触していないのか。 →(衛生研究所長)公共建築課の見解、表現であり、法に抵触するものではない。 →(アセットマネジメント推進課長)ある一定の物差しで測った際の結果であり、満たしていないこと ですぐに倒壊するといったものではない。</p> <p>【決定する事項について】 ○(総務法制課長)前回の提案と違い、基本方針として再整備が必要であること、来年以降の基本 構想の策定に向けて取り組んでいくという内容に限ったものであるため問題ないとする。 ○(財政課長)前回会議の意見が踏まえられているため問題ないとする。</p>
---------------------------------------	---

衛生研究所再整備基本方針の策定について

健康福祉局 保健衛生部 衛生研究所

1 審議事項

(1) 衛生研究所再整備基本方針の策定と今後の取組

- 衛生研究所は、平成18年に神奈川県から無償譲渡された旧相模原メディカルセンター（昭和48年竣工）に整備
⇒ 建設から築50年以上、検査設備設置から15年以上経過するなど、建物や検査設備の老朽化が課題
- 検査技術の高度化・多様化、新型コロナウイルス感染症への対応から見えた衛生研究所が抱える課題
⇒ 検査室の狭隘化・機能不足が課題
- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、令和4年12月に成立した改正地域保健法
⇒ 衛生研究所が法定化され、その機能強化と健康危機への計画的な取組の推進が求められている

対応の必要性

新型コロナの困難を乗り越えたこの時期に、その経験を踏まえ、老朽化や機能不足の課題を抱える衛生研究所の再整備に向けた取組を早急に推進する必要がある。

健康危機への対応に必要不可欠な試験検査等の体制を確保するために必要な施設のあるべき姿と再整備に向けた方向性を定めることを目的として

「相模原市衛生研究所再整備基本方針」を策定

施設の特性を踏まえ、再整備に向けた基本的な方向性を整理

※ 現在複合している環境情報センターと犬の一時抑留施設とは、法的な位置付けや取り巻く状況、施設の特性、公共施設マネジメントにおける位置付けも異なることから、切り分けて整理

再整備基本方針(案)に示す今後の取組

基本方針を基に、再整備基本構想の策定に向けた検討を行う。

(再整備時期や配置場所、施設の複合化、など高度な調整を要する事項の検討)

※ 現複合施設の方向性については、再整備基本構想の策定に向けた検討期間に整理する。

※ 再整備基本構想の策定については、改めて庁議に諮る。

2 検討体制と基本方針（案）の概要

(1) 検討体制:衛生研究所再整備基本方針検討WGを設置し検討

課名	構成員
アセットマネジメント推進課	班長及び担当者
公共建築課	
健康福祉総務室	
地域保健課	
疾病対策課	
生活衛生課	
環境保全課	

※ 検討の進捗に応じて、政策課、財政課及びゼロカーボン推進課に出席を依頼 ※ 計6回、WGを開催し検討を重ねた。

(2) 再整備基本方針(案)の概要

ア 策定の目的と位置付け

イ 衛生研究所の現状と課題

(ア) 衛生研究所のこれまでの経過 (イ) 衛生研究所の業務 (ウ) 衛生研究所を取り巻く状況の変化

(エ) 施設の概要 (オ) 再整備に係る計画の位置付け (カ) 建物の老朽化

ウ 再整備基本方針

(ア) 衛生研究所の目指す姿 (イ) 再整備の取組の基本的な方向性 (ウ) 衛生研究所に必要な機能

(エ) 民間との役割分担 (オ) 必要な諸室と延床面積 (カ) 再整備の方向性 (キ) 今後の取組

3 衛生研究所の現状と課題【資料2 再整備基本方針（案）P2】

(1) 衛生研究所のこれまでの経過

平成12年4月	保健所政令市移行に当たり、食品衛生法第29条に設置義務のある検査施設として、当時の県相模原合同庁舎（現スーパー三和富士見店の場所）内に衛生試験所を設置
平成18年3月	神奈川県から無償譲渡された旧相模原メディカルセンター（昭和48年竣工）に環境保全に係る検査部門を統合し、衛生試験所を移転整備
平成22年4月	検査室を拡充（残留農薬検査及び食物アレルギー検査）
平成27年4月	衛生試験所から衛生研究所へ移行し、従前の試験検査の拡充に加え、公衆衛生に係る調査研究や公衆衛生情報の収集・解析・提供、研修指導を新たに開始
平成31年4月	衛生研究所内に感染症情報センターを設置し、感染症情報の提供機能を疾病対策課から移管

(2) 衛生研究所の業務

疾病対策課（感染症法に関する検査）

①性感染症に関する検査（法第11条関連）

性感染症の発生予防とまん延防止のため、検査の推奨と検査機会を提供

- ・ HIV
- ・ 梅毒

②発生動向調査（法第14条・15条）

感染症の発生の状況、動向の把握、及び原因の究明のための検査

- ・ 定点医療機関からの検体の検査（インフルエンザや5/8以降のCOVID-19等）
- ・ 積極的疫学調査（結核や0-157や麻疹、5/7までのCOVID-19等）

③健康診断（法第17条）

感染症のまん延防止のため、感染者の陰性化確認や当該感染者の濃厚接触者の検査

- ・ 一類～三類及び新型インフルエンザ等感染症が対象（結核や0-157等）

地域保健課（薬機法に関する検査）

①無承認無許可医薬品検査

買上げた健康食品や苦情・相談に対する調査に伴う医薬品成分検査（強壮や痩身等の効果を有する医薬品成分）

生活衛生課

（食品衛生法に関する検査）

①食品に関する検査（食衛法第28条）

市内の店舗から無償で提供を受けた食品等を検査（収去検査）（微生物や食品添加物、残留農薬等）

②食中毒に関する検査（食衛法第63条）

食中毒患者等が発生した場合の調査に伴う検査。他自治体で発生した食中毒に関連した検査も行う。

- ・ 食中毒の原因と疑われる食品や患者等のふん便を検査（ノロウイルスや0-157等）

③食品の苦情、相談等に関する検査

食品の劣化や異物混入等の苦情・相談に対する調査に伴う検査

衛生研究所

- ・ 試験検査による科学的根拠の提供
- ・ 公衆衛生に関する調査研究
- ・ 感染症情報センター業務

市民等からの依頼検査

①飲用水水質検査

市民や事業者からの依頼により、井戸水等飲用水の水質検査を有償で実施

②食品放射性物質検査

市民からの依頼により、自ら生産し消費する食品の放射性物質検査を無償で実施

生活衛生課（公衆浴場法、家庭用品規制法に関する検査）

①浴槽水検査（公衆浴場法関連）

市内公衆浴場の浴槽水の検査（レジオネラ属菌等）

②家庭用品検査（家庭用品規制法関連）

乳幼児等衣服や洗剤等に含まれる有害物質の検査（よだれかけ等に含まれるホルムアルデヒド等）

環境保全課

（水質汚濁防止法等に関する検査）

①工場排水に関する検査

工場排水の排除基準に関する検査（重金属化合物や有機塩素化合物等）

②地下水に関する検査

地下水の汚染等に関する検査（重金属化合物や有機塩素化合物等）

③河川水に関する検査

河川水の汚染に関する検査（フッ素系界面活性剤等）

(3) 衛生研究所を取り巻く状況の変化

○ 検査技術の発展により、高度かつ多様な技術が要求される検査体制には、検査室が狭隘かつ不足していることや検査の信頼性確保への体制づくり、複雑・多様化する環境問題への対応が課題となっている。

検査技術の発展
(高度化・多様化する検査ニーズ)

状況の変化に伴う課題

①検査室が狭隘かつ不足

②検査の信頼性確保への体制づくり

③複雑・多様化する環境問題への対応

●検査技術の高度化・多様化

【施設整備当初(H18年頃)の微生物検査の主流】



細菌やウイルス培養検査
細菌やウイルスの有無や数の確認
(目視で確認:アナログな方法が主流)

【現在の微生物検査の主流】



遺伝子レベルの精密な検査(リアルタイムPCR・ゲノム解析)
→正確な検査には、遺伝子の汚染を防ぐため、工程ごとに検査室が必要
○検査室の狭隘化・不足が課題
→検査の信頼性を確保するため、独立した監査体制が必要
○内部監査の実施体制が課題



リアルタイムPCR

【施設整備当初(H18年頃)の理化学検査の主流】

1gの100万分の1レベルの検査

【現在の理化学検査の主流】

1gの10億分の1から1兆分の1レベルの精密な検査
→検査技術の向上等により、有機フッ素化合物(PFAS)の水質汚濁など新たな環境問題が顕在化
○本市の地域特性の把握が課題

(3) 衛生研究所を取り巻く状況の変化

○ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、地域保健法が改正され、衛生研究所の機能を強化し、健康危機管理に必要な試験検査体制の整備が求められている。

地域保健法（令和5年4月1日施行） ※地方衛生研究所の法定化

第26条 都道府県、指定都市、中核市その他政令で指定する都市は、地域保健対策に関する法律に基づく調査及び研究並びに試験及び検査であつて、専門的な知識及び技術を必要とするもの並びにこれらに関連する厚生労働省令で定める業務を行うため、必要な体制の整備、他の同項に規定する地方公共団体との連携の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

地域保健法施行規則

第4条 法第26条の厚生労働省令で定める業務は次に掲げる業務とする。

①専門的な知識及び技術に基づく地域保健に関する情報の収集・整理及び活用

②保健所職員その他地域保健に関する関係者に対する研修

③地域保健対策に関する調査及び試験検査で専門的な技術知識を必要とするもの

法第4条（基本指針の策定）

地域保健対策の推進に関する基本的な指針（令和5年4月1日適用）

・ 指定都市は自ら地方衛生研究所等の設置により試験検査の体制を整えること

・ 地方衛生研究所等の機能を強化すること

●新型コロナの対応から見た、衛生研究所における初動検査の重要性と役割の変遷

【初動対応における重要な役割】

初動検査は衛生研究所が対応
→ 国立感染研と連携し、検査法を確立
→ その後、医療機関へ検査が普及

【衛生研究所の対応】

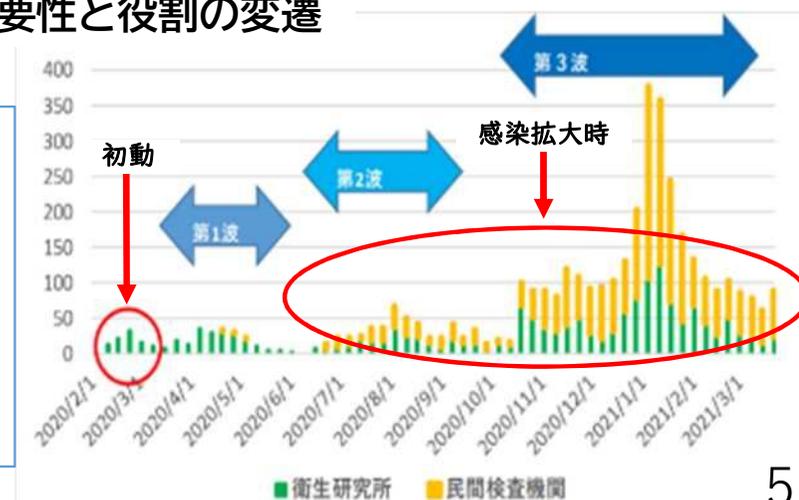
病原体の情報が限られるため、
特殊設備の検査室（1室）で検査実施
→ 当該検査室の老朽化・不足が課題

【感染拡大時における役割の変遷】

クラスター等感染拡大防止対策の検査を対応
→ 施設従事者等の無症状者への検査
→ 症状のある者の検査は医療機関が対応

【衛生研究所の対応】

PCR検査を大量かつ正確に実施
（最大検査実績：344件/日）
→ 検査室の狭隘化・不足が課題



3 衛生研究所の現状と課題【資料2 再整備基本方針（案）P4～P5】

(4) 施設（建物）の概要

○ 衛生研究所・環境情報センター・犬の一時抑留施設の複合施設

用途地域	敷地面積(m ²)	容積率	建ぺい率	建築面積(m ²)	延床面積(m ²)	階数	竣工年月
第2種住居区域	2,393.29	200%	60%	1,098.493	2,807.90	地上4階建	S48.10月

(5) 再整備に係る計画の位置付け

計画名	取組の方向性
市公共施設マネジメント推進プラン (平成29年3月)	Ⅲ 施設配置の基本的な考え方 ○食品衛生法で設置が義務付けられており、機能としては将来も維持していくが、更新の際は、検査・研究機関としての特性を考慮しつつ、他の既存施設の活用や複合化を検討する。 ○老朽化が進んでいることから、検査・研究機関としての特性を考慮しつつ、計画的な更新に向けた検討が必要
市公共施設マネジメント推進プラン・アクションプログラム (令和4年8月)	Ⅳ アクションプログラム実施内容 2. アクションプログラム実施内容(22地区) ⑩中央地区【第2期(R2年度～R11年度)の実施内容】 第2期に更新の目安となる時期を迎える市役所本庁舎や衛生研究所等については、施設の老朽化の状況、市の行政機能の中心としての在り方、相模原駅周辺地区におけるまちづくりの取組との整合を図りながら、 長寿命改修等による延命化も含め、効率的・効果的な再編・再整備を検討 します。
市一般公共建築物長寿命化計画 (令和2年3月)	(1) 計画的保全建築物 ア 改修・更新の考え方 ○施設重要度の区分⇒A(行政機能の拠点として、将来にわたり維持すべき施設):本庁舎と同じ最上位の区分 ○建設後40年以降経過した建築物については、 あらかじめ施設の在り方及び方向性を検討 した上で、単独の施設で長寿命化改修又は再編・再整備の手法を決定し、工事を実施します。 →衛生研究所は、 再編・再整備の実施予定一覧表に掲載

(6) 建物の老朽化

- 昭和48年10月に竣工した建物を活用し、平成18年3月に整備⇒**建築から50年経過**
- 施設内各所の雨漏り、漏水、空調設備の故障等、計画外かつ緊急性を要する修繕が発生⇒**試験検査に影響**
- 市役所周辺一般公共建築物躯体健全度調査結果では、RC圧縮強度について、**設計基準強度を満たしていない。**

【令和4年度市役所周辺一般公共建築物躯体健全度調査結果】

建物名称	構造規模	竣工年月日 (R5経過年数)	供試体採取箇所数	圧縮強度試験結果一覧			圧縮強度試験結果	中性化試験結果一覧				中性化試験結果	公共建築課コメント
				階数	番号	圧縮強度 N/mm ²		階数	番号	中性化深さ 平均(mm) 判定			
衛生研究所 ・環境情報 センター	鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積2807.9㎡	1973年10月 (経年50年)	3箇所	1	衛-1	16.0	全ての箇所で 設計基準強度 を下回った。	1	衛-1	21.3	B	前回改修時から 19年経過しても 中性化の進行に 大きな変化がない。	⑩ 再編・再整備の方向性を検討する施設
				2	衛-2	15.2		2	衛-2	3.7	A		
				R	衛-3	11.2		R	衛-3	2.6	A		
				平均値				14.1					
				設計基準強度				20.6					

(1) 衛生研究所の目指す姿

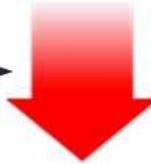
社会情勢の変化への対応

新型コロナを踏まえた健康危機への対応と多様化・高度化する検査ニーズへの対応

健康危機への機能強化・人材育成・精度管理

厳しい財政状況

施設の老朽化(公共施設マネジメント)
行財政構造改革(選択と集中)



健康危機発生時に必要不可欠である専門的な知識・技術を必要とする検査に確実に対応する中核的な拠点

安全で安心な市民生活を守る

(2) 再整備の取組の基本的な方向性

ア 安全・安心な施設の整備

微生物や化学物質の拡散・漏洩防止対策に万全を期すとともに、職員が安全に検査できるよう、WHOの指針や関係法令等の基準に適合した施設を整備する。

イ 財政負担の軽減

国庫補助金等の特定財源の確保や民間活力の活用などによる財政負担の軽減に努める。

ウ 衛生研究所の特性を踏まえた持続可能性の向上

将来的に多様化・高度化することが見込まれる検査ニーズへの対応も見据え、健康危機発生時に必要不可欠である専門的な試験検査を持続的に実施できるよう、施設や設備の耐用年数、財政負担、公共施設マネジメントの観点等を考慮しつつ、長期的な視点を持って再整備に取り組む。

(3) 衛生研究所に必要な機能

ア 法的に求められる機能（整備済）

- (ア)試験検査
感染症や食中毒等の健康危機への対処に必要な不可欠な主要な項目について自ら実施する体制の整備
- (イ)調査研究
試験検査の能力向上、精度向上の調査研究の実施

社会情勢の変化と共に多様化する検査ニーズにより、求められる検査も変化

- (ウ)情報収集・解析
感染症の発生状況を収集・解析し、その情報を提供（感染症情報センター機能）
- (エ)研修指導
地域保健に係る業務に携わる職員等への研修指導

ア' 法的に求められる機能の強化

- 新たな検査法の導入に向けた検討
- 新規検査項目の検査の実施

イ 平時において健康危機対処に求められる機能 (仮称)市衛生研究所健康危機管理計画

法改正に伴い、R6.6に策定予定

ウ 現行の体制を鑑みて、強化等が必要な機能

- 検査の信頼性確保の実施体制の確立
- 環境保全分野の調査等（事務移管）

既存体制

拡充

拡充

（4）民間との役割分担

- 健康危機管理に必要不可欠な検査技術を用いる検査
- 法に基づく行政処分の根拠となる検査



検査技術と検査結果の信頼性を確保するため**直営を堅持**

※ この考え方に該当しない検査については、民間委託に向け、検討を行う。

（5）必要な諸室と延床面積

機能強化が必要な諸室は拡充しつつも、諸室や共用部分の見直しにより**延床面積を、現行の2,000㎡程度に留める。**

機能	諸室	延床面積の考え方
微生物検査系	微生物安全検査室、倉庫等	感染症検査機能強化による拡充
理化学検査系	検査室、機器分析室、薬品庫等	検査の選択と集中により削減を図る。
事務・施設管理系	事務室、更衣室、倉庫等	諸室の見直しによる削減を図る。
共用部分	廊下、トイレ、エントランス等	市民利用を多く見込まない施設のため削減を図る。
合計	現行の2,000㎡程度に留める。	

(6) 再整備の方向性

施設の特性や建物の老朽化の状況を踏まえ、考えられる整備の方法や必要な敷地条件等をまとめる。今後、具体的な整備場所を検討していく中で、整備場所に応じたその他の公共施設との複合化や敷地の共用の可能性を検討する。

ア 再整備の方式

項目	中規模改修工事による 既存改修	現地建替えによる再整備 (※)	移転建替えによる再整備
再整備用地の確保	○(不要)	○(不要)	△(未利用市有地の活用)
保健所に近接した 場所への整備	○(整備可能)	○(整備可能)	△(近接した場所とは限らない)
特殊設備を有する仮設施設 の設置と仮設用地の確保	×(必要)	×(仮設施設を設置しない再整備 は現実的ではないため必要)	○(不要)
工事ヤードの確保	×(必要)	×(必要)	○(不要)
精密機器の移転回数	×(現施設⇒仮設⇒現施設の2 回)	×(現施設⇒仮設⇒新施設の2 回)	○(現施設⇒新施設の1回)
整備コスト比較	△(整備費用は抑えられるが、仮 設費用がかかる)	×(仮設、移転費用がかかる)	○(仮設費用がかからない)

(※) WGによる検討の結果、仮設施設を設置しない現地建替えについては、課題が非常に多く、現実的に不可能

(※) 直近10年間で再整備した指定都市(6市)は、全て移転建替えによる再整備

○メリット・デメリットの比較から未利用市有地を活用した移転建替えを基本に検討する。

○施設の特性上、仮設を設置した長寿命化工事より、移転再整備の方がコストがかからない可能性がある。



再整備後の整備コストも見据え、長期的な視点で施設(建物、特殊設備等)の耐用年数や更新サイクルの期間を今後検討する。

（6）再整備の方向性

イ 施設の配置

（ア）検討候補地

次に掲げる条件の未利用市有地を検討候補地として設定

- 「住居専用地域」以外の用途地域
- 延床面積2,000㎡が建築可能な敷地面積として、建ぺい率にもよるが約2,000㎡以上を想定



現在、検討候補地としてなりうる次の未利用市有地について、活用希望を提出済み

- 相模原市体育館跡地（中央区富士見）
- もえぎ台小学校跡地（南区新磯野）
- 相模原総合高等学校跡地（緑区大島）

（イ）候補地の選定に当たって考慮する事項

- 建物の老朽化や衛生研究所の機能強化への対応が早急に必要であることを踏まえ、可能な限り早期に再整備可能な用地であることを最優先に、検査施設という特性を踏まえ、周辺の土地利用状況や保健所との近接性などを考慮して選定

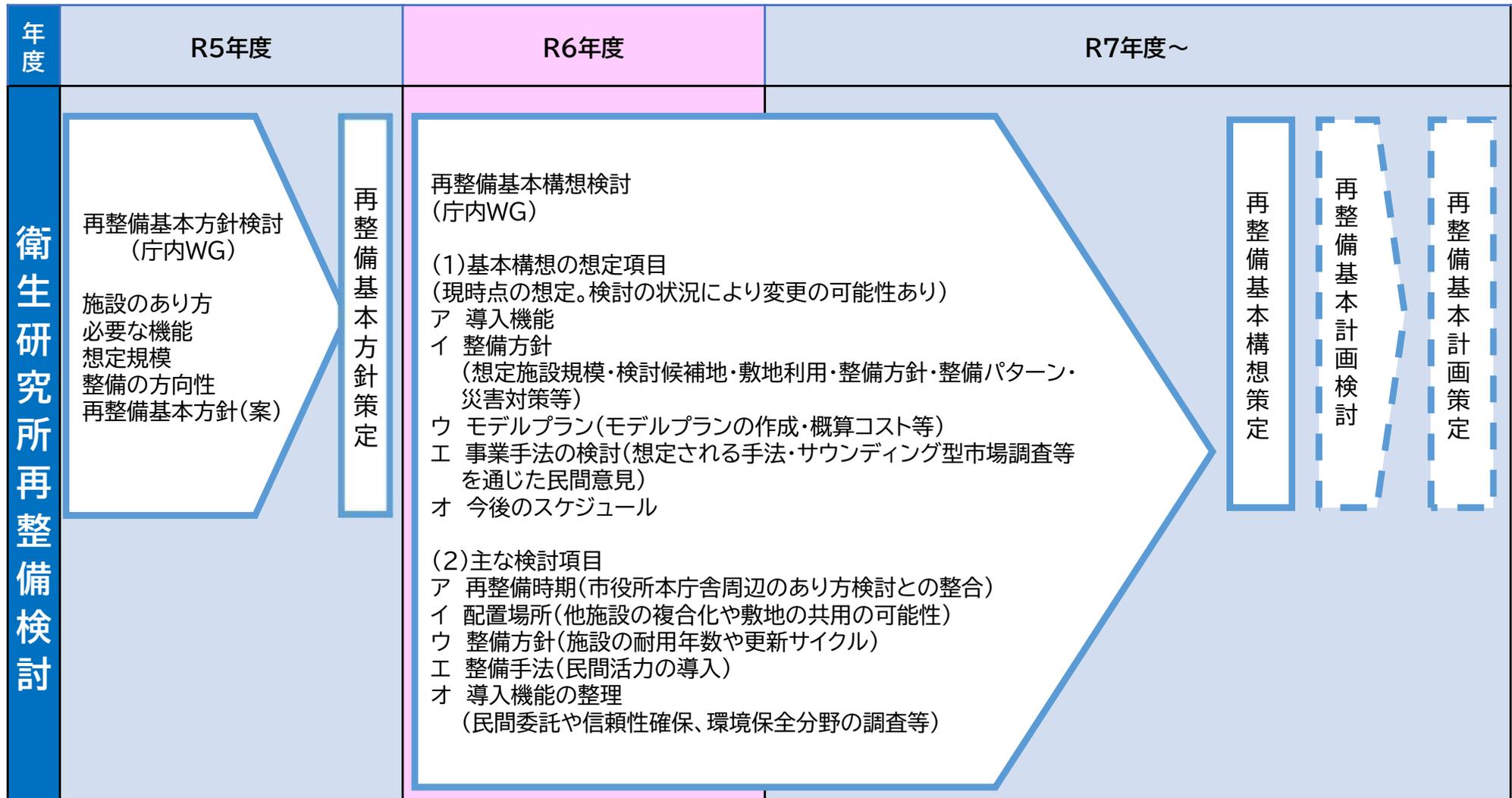
（7）今後の取組

再整備基本方針を基に、再整備基本構想策定に向けた検討を行う。

5 今後の取組

(1) 今後の想定スケジュール（案）

基本方針に基づく、基本構想の策定に向けた検討を行う。（検討に当たっては、庁内ワーキンググループを活用。）
 なお、基本構想の策定に当たっては、各候補地の検討状況や現在複合している環境情報センターや犬の一時抑留施設の動向等を踏まえながら検討を行う。



※あくまでも現時点における想定スケジュール（案）を示したものであり、検討状況、事業手法により変更の可能性がります。

1 パスポートセンターの集約化について

【市民局 区政推進課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) パスポートセンターを廃止した場合、同一場所でいつまで申請できるのか。また、申請から交付まではどれくらい時間がかかるか。
- (区政推進課長) 申請から交付までは最短で約1週間程度であり、12月に申請して当月に受け取ることも可能である。また、受取期限1か月前に勧奨通知も出しており、通知により大半の方が受取に来ている。
- (緑区副区長) 市民周知はどのような方法をとる予定か。
- (区政推進課長) 広報さがみはらや市HPなどで周知を図る。なお、廃止から逆算して6か月前に始める想定である。
- (緑区副区長) 個別の説明会などについては、再度相談させてもらいたい。
- (南区副区長) 集約化により相模大野の申請件数が増えた場合、どのような対応を検討しているか。
- (区政推進課長) レイアウト変更は必要であると考えている。今後、電子申請の影響なども見据えながら検討していきたい。
- (総務局長) 職員配置はどのように考えているか。
- (区政推進課長) 集約化で所長職が1名減るが、その他の職員配置は、現在の職員数を維持し、申請状況を見ながら段階的に見直しを図る。
- (財政担当部長) 相模大野に集約化を決めた要因について、連絡所の廃止による500万円の削減効果以外に何があるのか。
- (区政推進課長) 申請件数や費用面などを総合的に勘案して決定した。
- (総務法制課長) 今後、どのように議会へ説明を行っていく予定か。
- (区政推進課長) 各会派への説明などを検討しているが、説明方法は今後相談させてもらいたい。
- (総務法制課長) 議案として提出される予定ではないが、市民の関心の高く話題性の高い事項であるため、6月の部会に諮ることも含め、今後調整したい。
- (南区副区長) 戸籍証明書の広域化により連絡所への申請件数が増加しているため、そうした状況も含めた調整をお願いしたい。

(2) 結果

- 原案のとおり上部会議に付議する

2 第8回線引き見直しにおける基本方針について

【都市建設局 都市計画課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 災害レッドゾーンの逆線引きの基準を加えることは良いことであるが、災害ハザードエリアのレッドゾーンやイエローゾーンについては、神奈川県が定期的に見直しを行っている。一度レッドゾーンになっても、恒久的に継続するものではない中で、今回の逆線引きの対応については、どのように想定しているのか。
 - (都市計画課長) 今後、調整しながら進めるものと考えている。災害レッドゾーン等については、県の基準で変わっていくものであるが、まずは、現時点における災害レッドゾーンをベースに考えていきたい。
 - (総務局長) 住民の方への影響も加味した上で検討を進めていただきたい。
 - (都市計画課長) 承知した。
- (総務法制課長) 今回の審議事項ではないが、令和6年度末に都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の素案ができた際の議会への情報提供について、都市計画マスタープランは全員協議会で説明していることから、部会での説明とするかについては、今後の調整事項としていただきたい。
 - (市長公室長) 本件は、具体的に素案が確定する段階において、注目を浴びるものである。その際には、議会への情報提供等、総務法制課と調整いただきたい。また、逆線引きをする場合に、都市計画税の歳入の減額が想定されることから、どの程度の減額となるかについて、確認いただきたい。
 - (都市計画課長) 承知した。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

3 用途地域等見直しの方針策定について

【都市建設局 都市計画課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長) 本件については、土地利用の規制が緩和されることや許可されることなど、反響が予想されるものであるが、議会への情報提供はどのように行うのか。
 - (都市計画課長) 用途地域の変更については、地元も含めて進めていかなければならない場所もあり、市から変更点を示してく中で、地元調整が必要となるものが出てくることは想定している。あくまでも、今回は方針を市民に周知するものである。その後、必要な場所においては、地元に対して説明を行い、用途を変更していきたいと考えている。そのため、議会への情報提供については、今回の部会説明に留めたいと考えている。
 - (市長公室長) 部会説明について、具体的な場所は示すのか。
 - (都市計画課長) 示さない。あくまでも方針である。ただし、視点3、4について、この方針が整い次第、要件を満たす具体的な場所については、一般的な都市計画手続として、順次、用途地域の変更を行っていくものであり、都市計画手続として、市民への説明を図っていきたいと考えている。
- (総務局長) 視点によって進め方が異なるということは承知したが、視点1、2のスケジュール感については、地域によって大きく変わってくる中で、令和8年度末で本当に告示できるものなのか。
 - (まちづくり推進部長) 幅を持たせて告示の時期を変動することを想定している。
 - (市長公室長) 地区計画については、縦覧期間を設けるということではよろしいか。この都市計画手続とは別に、縦覧期間があることから、各案件によって、告示の時期が変わるということか。
 - (都市計画課長) そのとおりである。
 - (総務局長) 事案調書のスケジュールには、令和8年度末に星印で時期が示されており、誤解を招いてしまうのではないか。
 - (市長公室長) その点は留意されたい。
- (市長公室長) 原案の通り承認とするが、具体的な場所等の付議については、改めて協議いただきたい。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

4 学校体育施設開放事業における学校屋内運動場空調設備の使用について

【市民局 スポーツ推進課】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 今回の空調設備の利用は冷房を対象にしたものであるが、暖房の利用を求められた場合の対応は検討したのか。
- (スポーツ推進課長) 暖房は温まるまでに時間がかかり、2時間から3時間の利用時間が多い中、暖房による効果を得られる前に利用時間が終了してしまうことが想定される。なお、小中学校の多くは暖房効果が高いジェットヒーターがある。今後、冬も使いたいという要望があれば検討していく。
- (総務局長) ジェットヒーターなどを利用した場合、利用者は費用を負担するのか。
- (スポーツ推進課担当課長) 学校で購入しているものや、PTA から寄贈を受けたものなどがあり、学校が負担する場合や、利用団体に支払いを求めている場合など様々である。
- (総務局長) 冷房は利用者負担で、暖房は学校負担など対応が異なることについて、今後整理してもらいたい。
- (スポーツ推進担当部長) 令和8年度までに学校体育施設開放事業の受益者負担の在り方について検討を進めるが、その中で整理していきたい。
- (総務局長) 利用団体の会計管理者と連絡がつかなくなった場合や、利用団体が解散した場合などは、徴収をどのように担保していくか。
- (スポーツ推進課長) 滞納にかかる事例は色々なケースが想定されるが、一義的には会計担当に連絡を取るなどしていく。現時点で明確な方針はないが、状況に応じて柔軟に対応していく。
- (総合政策・地方創生担当部長) 受益者負担を100%負担としているが、町田市や横浜市などと比較して使用料金が低い。近隣市との均衡を踏まえた負担額となっているのか。
- (スポーツ推進課長) 町田市の空調設備は、冷房効率が良いもので、ランニングコストが低いと聞いている。プリペイド式を導入している大阪市の使用料金は、800円から1,000円と聞いている。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

5 動物の多頭飼育届出制度の導入について

【健康福祉局 生活衛生課】

(1) 主な意見等

- (総務局長)他の自治体で、すでに多頭飼育届出制度の導入事例があるようだが、どの程度の効果が出ているのか。
 - (生活衛生課長)導入自治体への照会によると、数値としては明確に表れていないが、本制度の導入により、明確な根拠をもとに、飼い主に対して指導をしやすくなったという回答を得ている。
- (総合政策・地方創生担当部長)施行日から30日以内に届出と説明があったが、30日以内という期間が一般的なのか。
 - (生活衛生課長)総務法制課と調整中であるが、30日以内で考えている。
- (総合政策・地方創生担当部長)届出は窓口に来てもらうのか。電子申請は検討しているか。
 - (生活衛生課長)届出しやすいよう、郵送や電子申請についても検討している。
- (財政担当部長)6頭飼育している状況を多頭としている根拠は何か。
 - (生活衛生課長)平成25年度の環境省の通知において、「犬又は猫にあっては概ね10頭以上、また、集合住宅など、飼育環境によっては、より少ない頭数であっても多頭と見なされる場合がある」という記載がある。本市の多頭飼育の崩壊事例を見ると、猫の案件がほとんどであり、猫の繁殖防止が課題と考えている。一对のオスメスから、1回の繁殖で大体4頭から6頭が生まれるため、1回目の繁殖があった場合に、その時点で届出をいただき、助言指導することを想定している。
- (財政担当部長)届出の目的は何か。
 - (生活衛生課長)現状、犬については狂犬病予防法により頭数を把握できているが、猫は全くない状況である。資料中にあるように、猫は1年で20頭以上、2年で80頭以上、3年で2000頭以上にもなる。こうした啓発や、適正な管理を目的としている。
- (総務局長)近隣住民が届出をしていないことを把握した場合に、通報するということがあるのか。
 - (生活衛生課長)現状も不適切な飼い方による苦情対応をしており、同様に相談、通報いただきたいと考えている。条例で定めることにより、根拠をもって市へ連絡しやすくなる効果があると導入自治体から聞いている。
- (総務局長)多頭飼育の状況にある人の中には、日頃から近所との接点がない人もいると思われる、本人に周知が届かない可能性もある。そういった人へも行き渡るように、関係機関にも広く周知を行っていただきたい。
 - (総務局長)令和7年度は150件の申請を想定しているが、届出を受理するのみでなく、その後の作業を含め、0.2人工か。届出があっても指導がなされなければ多頭飼育の改善につながらない。指導については専門職である必要はないのか。
 - (生活衛生課長)資格は必要ない。基本は現地を確認し、助言指導を行うということを考えているが、窓口において適正に飼育されていることが確認できれば、立入検査を行うことは想定していない。
 - (健康福祉総務室長)動物愛護センター機能の検討を今後予定しており、そこを含めた人員要求について、局内で調整させていただきたいと考えている。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。
 - ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

6 衛生研究所再整備基本方針の策定について

【健康福祉局 衛生研究所】

(1) 主な意見等

- (総務局長) 移転建て替えを基本に検討しているが、移転建て替えありきの提案としているのか。その他の検討の余地は残らないのか。
 - (健康福祉総務室長) 基本方針の検討ワーキングにおいて、コスト比較を行い、現時点では移転建て替えが良いと方向性を示しているが、整備場所に応じたコスト比較等を基本構想の検討ワーキングにおいて改めて行い、検討していくものと考えている。
- (市長公室長) 現地建て替えの議論はしていないのか。
 - (健康福祉総務室長) 検討ワーキングの中で、現地建て替えについても、現在の駐車場への建て替えパターンと、環境情報センターの部分を取り壊し、その敷地に建て替えるパターンを検討しているが、仮設設置しない現地建て替えは課題が多いという結論を出している。
 - (市長公室長) 公共建築課は検討ワーキングに入っているか。
 - (健康福祉総務室長) 入っている。
 - (市長公室長) 仮設すれば可能なのか。
 - (健康福祉総務室長) 仮設する場合、現在の施設と同等又はそれ以上の機能を持った仮設施設が必要となるが、施設の特異性から仮設費用がかさみ、なじまないと考えている。
- (市長公室長) 今後のスケジュールについて、実際に建築行為に入るのはいつ頃を予定しているか。
 - (健康福祉総務室長) 未利用市有地を活用した移転建て替えを基本に検討を進めていくという方針の段階であり、いつ整備を行うということは難しく、今回の基本方針にも示していない。
- (市長公室長) 候補地として挙げている未利用市有地が他の案件で埋まってしまった場合、今回議論しているものがすべて振出しに戻る可能性があるのではないか。
 - (健康福祉総務室長) そのため、候補地の選定にあたり、可能な限り早期に再整備可能な用地を最優先とする基本方針をここで策定し、未利用資産活用・調整会議に諮りたいと考えている。
- (市長公室長) 未利用資産活用・調整会議に諮るためには建築行為に入るスケジュールが決まっている必要があるのではないか。
 - (衛生研究所長) 配置場所の特性に応じ、どの施設を複合するか等を含めた検討を行うため、基本構想は再整備場所を決定した上で策定するとしており、基本構想の段でスケジュールも決まると考えている。未利用資産活用・調整会議等に諮る段階では、基本方針を策定し、衛生研究所は移転建て替えを基本として、熟度を高めて検討を進めていることを示すことが必要である。
- (総合政策・地方創生担当部長) 周辺の土地利用状況や保健所との近接性などを考慮と書いているが、記載されている候補地は保健所からかなり遠い印象である。
 - (健康福祉総務室長) 近接性等の記載もあるが、あくまで早期に再整備することを最優先としたい。
 - (総合政策・地方創生担当部長) 適地よりも時間を優先するということか。
 - (健康福祉総務室長) 度合いによるが、手を挙げている3つの候補地については、近接性等を考慮した上でも適地と考えている。
- (総務局長) 未利用市有地の活用希望に手を挙げ、検討を進めるためといった趣旨であるならば、内容を決め過ぎている印象である。例えば、市の総合体育館は、市全体で未利用市有地をどう活用していくか考えたときに、市民利用が多いといった視点が必要と考える。
 - (健康福祉総務室長) 具体的な候補地に係る議論は、これから行うものと考えている。基本方針には、2,000平米程度以上の住居専用地域以外の用途地域とのみ記載している。

- (市長公室長) 基本方針案はそのように記載しているが、説明資料には具体的に3つの候補地が記載されており、誤解を招くので削除いただきたい。その他、説明資料10ページ、11ページの内容が具体になりすぎていると思われる。
- (健康福祉総務室長) 10ページについては基本方針の肝であり、ここが削られては基本方針の体をなさないと考えている。
- (市長公室長) 基本構想の検討は庁内でのみ行うのか。それとも庁外の調整も行っていくのか。
 - (衛生研究所長) アセットマネジメント推進課等も交え、全庁的な検討を行うが、庁内でのみである。
- (財政担当部長) 現地建て替えの課題について、もっと強調してもよいのではないか。
 - (健康福祉総務室長) 調整会議の際に、基本方針としては検討内容や経費の部分を具体的に記載しすぎているという意見があり、今回の資料となっている。技術的な問題やコストの問題については、検討ワーキングでかなり詰めている状況である。
- (財政担当部長) 再整備場所を決定するまでには、かなりの時間を要する見込みか。
 - (健康福祉総務室長) 老朽化等の課題があり、早期再整備を行いたいものの、未利用市有地の活用方針はまだ定まっていないため、見込みはたっておらず、整備時期を示すことができない状況である。
- (市長公室長) 基本方針を策定する期限はあるのか。
 - (健康福祉総務室長) それぞれの未利用市有地において、スピード感は違うが、議論が始まっている状況であるので、ここで策定したいと考えている。
- (市長公室長) 再整備場所を決定する流れについて確認したい。
 - (健康福祉総務室長) 資産活用検討部会等において、各所管から上がってきたものを検討し、承認されたら未利用資産・活用調整会議に諮る。そのテーブルに載るためには、所管課における基本方針などを先に進めていく必要があるため、ここで基本方針を策定し、基本構想の検討に入らせていただきたいと考えている。ただし、基本方針としては具体的に記載しすぎているという意見があったため、調整したいと考えている。
 - (衛生研究所長) 1からアセットマネジメント推進課で判断することは難しく、できるところまでは施設所管課で方針を検討すべきものと考えている。
- (市長公室長) 少し内容を削ぎ落とし、キックオフとして位置付けられないか。
 - (政策課長) 名称を基本方針でなく、基本的な考え方としてはどうか。キックオフの内容であれば決定会議での承認で良いと考えている。
 - (衛生研究所長) アセットマネジメント推進課との調整で、未利用資産活用の調整に入るには、移転建て替えによる整備というある程度の方向性が決まっている必要があるとされている。基本構想の策定に向けた基本的な考え方として、再整備の方向について、移転建て替えの方向で基本的に検討していくことは示させていただきたい。

(2) 結果

- 継続審議とする。

以上